

智頭町議会定例会会議録

令和7年3月7日開議

1. 議 事 日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 一般質問

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 一般質問

1. 会議に出席した議員（12名）

1 番 北 川 貴 将	2 番 仲 井 茎
3 番 西 尾 寿 樹	4 番 岡 田 光 弘
5 番 宮 本 行 雄	6 番 田 中 賢
7 番 谷 口 翔 馬	8 番 波 多 恵理子
9 番 岩 本 富美男	10 番 大河原 昭 洋
11 番 安 道 泰 治	12 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
教 育 長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	國 岡 厚 志
企 画 課 長	迎 山 恵 一
税務住民課長兼水道課長	西 川 公一郎
教 育 課 長	竹 内 学
地 域 整 備 課 長	酒 本 和 昌

山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	山 本 洋 敬
会 計 課 長	前 田 美由紀
総 務 課 参 事	國 岡 まゆみ
病 院 事 務 部 長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	福 安 充 子
書 記	古 田 光 一
書 記	山 崎 里 奈

開 会 午前 9時00分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、宮本行雄議員、
6番、田中賢議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（谷口雅人） 日程第2、一般質問を行います。
質問者は、お手元に配付しているとおりです。
なお、一般質問は、会議規則第61条第4項の規定により、一問一答方式によ

り行い、質問、答弁を合わせて40分以内とします。

それでは、受付順に、これより順次行います。

初めに、宮本行雄議員の質問を許します。

5番、宮本行雄議員。

○5番（宮本行雄） おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

初めに、鳥取県東部保健医療圏の医療連携に係る基本協定書について。

鳥取県、鳥取市、岩美町、智頭町、日本赤十字社鳥取県支部及び国立大学法人鳥取大学は、鳥取県東部保健医療圏に所在する鳥取県立中央病院、鳥取市立病院、岩美町国民健康保険岩美病院、国民健康保険智頭病院、鳥取赤十字病院における安定的な医療提供体制の確保に向けた医師の派遣や育成等について連携して取り組むため、次のとおり基本協定を締結するという基本協定書が締結され、目的として、各協定締結団体が医師の派遣や育成等について、相互に連携、協力して取り組むことにより、もって鳥取県東部保健医療圏の安定的な医療提供体制の確保を図ることとあるが、以前からよくマスコミ等でも取り上げられた医師の都会への集中、あるいは研修医の研修病院、研修機関の選定の法的規制がなくなったことなど、様々な問題があった結果、この協定書は締結されたと思いますが、協定書が締結されたことで、町長が最も期待することは何か、このことについて伺います。

以下の質問は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金児英夫） 宮本議員の質問にお答えします。

先ほど質問の中で基本等々述べられましたので、基本的な考え方は理解されているというふうに思っています。安定的な医療体制の確保ということが大きな目的でありますので、期待することはということと言われても、そういったことを目的にした協定であります。ですので、もう少し具体的に言いますと、医師の不足する診療科への、いわゆるこの東部圏域の医療機関からの派遣体制の整備であるとか、それから、それぞれの東部の協定した医療機関の医師の共有といいますか、それぞれを確保して、余った時間を違う病院に提供してもらおうとか、そういうことができる、いわゆる横の連携のつながりを保つということでありまして。

具体的に言いますと、うちの今の流れでいきますと、今回の協定締結後の最初

の取組として、長年休止しておりました我が病院の中での耳鼻咽喉科の診療について、住民の皆さんからのいろんな要望等がありまして、この協定書の中身に基づきまして、赤十字病院等のいわゆる協議、打診をした結果、連携することができるようになりまして、この4月から、週1回診療を再開ができるようになったと、こういったことがこれからもできるようになればというふうに思っているところです。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 今、町長の答弁にもありましたが、智頭町における智頭病院の医師不足、診療科における主な要因は医師不足だと思われそうですけども、そういうことの解消に役立っているというふうに思っております。

次に、智頭病院経営強化プランにもありますが、医師不足の視点から言っても、非常に重要な協定書の締結だと思います。智頭病院の現在の院長先生が鳥取市立病院の出身の医師ということであり、市立病院からの医師がかなり智頭病院に来ていただいている現状もあると思います。市立病院との関係について、より強固なものにしていく関係を保ってほしいと思いますが、そのことについてどのように考えておられるのか伺います。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金児英夫） 昨年9月の定例会で市立病院との連携強化について、病院事業管理者から答弁をさせておりますけども、再度、その点につきまして、事業管理者からの答弁をさせます。

○議長（谷口雅人） 葉狩病院事業管理者。

○病院事業管理者（葉狩一樹） 宮本議員がおっしゃるとおり、鳥取市立病院との連携は非常に重要であるというふうに認識しており、連携体制の構築につきましては、以前から進めているところであります。新年度以降の連携につきましては、引き続き、外科、それから泌尿器科の医師を派遣していただくことで、診療を充実していきたいというふうに考えております。

また、4月以降、新たな診療体制の中で、内科医師につきましては、県及び鳥取大学からの派遣医師だけというような状態になります。中堅幹部の内科医師が不在となることから、この基本協定に基づきまして、内科の指導医の派遣につきまして、現在、市立病院と協議を進めているところであります。

さらには、現院長の3月末の派遣期間の満了に伴いまして、引き続き、鳥取市

立病院から新たな院長に就任いただくよう今準備を進めているところでございます。今後もこの関係を発展させるとともに、県立中央病院でありますとか、鳥取赤十字病院とも必要な医療体制を提供するための協力体制を強化していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 今、病院管理者より説明がありましたが、住民感情からいくと、やはり診療科が欠けるということは非常に大きな心配があります。ですので、やはり何度も言うようになりますが、市立病院との関係性は、より強固に保っていただきたいというふうに再度お願いしておきます。

そして、市立病院だけでなく、鳥取大学医学部とのつながりも関係していると思いますので、同じように、より強固に、より大切にしていきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか伺います。

○議長（谷口雅人） 葉狩病院事業管理者。

○病院事業管理者（葉狩一樹） ご承知のとおり、現在、鳥取大学の医学部附属病院からは、地域医療学講座の所属の総合診療医を志す医師の派遣を受けておりまして、日々の診療に当たっていただいているところでございます。

また、非常勤医師の派遣を受けて、従来から、皮膚科、整形外科、眼科の診療を行っているところでありますけども、新年度も引き続き診療体制を維持していきたいというふうに考えております。

さらには、昨年11月から、当院の医師不足といいますか、日当直のほうの配置がなかなか厳しい状況でございまして、鳥取大学の医学部のほうからも、日当直の医師の配置に協力をいただいているところでございます。

今後もほかの診療科、先ほど宮本議員はおっしゃっていましたが、診療科がなくならないように、ほかの診療科も新たな診療科の支援も含めて、関係性の強化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） よろしく申し上げますとお願いするしかないのです、管理者にはよろしく願いいたします。

次に、協定書の連携事項に、鳥取大学医学部地域医療学講座による総合診療

医・総合診療専攻医の派遣及び東部所在病院による同専攻医の育成に係る協力とありますが、これは具体的にはどのようなことなのか伺います。

○議長（谷口雅人） 葉狩病院事業管理者。

○病院事業管理者（葉狩一樹） 総合診療医の派遣、育成についてのご質問をいただきましたが、まず、この総合診療医・総合診療専門医についてですが、新専門医制度がスタートいたしました平成30年度から新たに位置づけられた専門医でございます。内科的な疾患を専門に扱い、特定の診断と診療に焦点を当てる内科医とは少し異なりまして、総合診療医は、患者の病気や症状を特定の診療科に限らず総合的に判断し、必要に応じて、専門医でありますとか、ほかの医療機関との連携を図りながら、最適な治療法を提供する医師でございます。

医師不足になります中山間地域の病院では、例えば、整形外科とか小児科医など、常勤の診療科医の確保が非常に困難な状況でございます。そこで、その総合診療医が一時的な受皿となりまして、各専門診療科の医師につなげる、こういった仕組みを構築するため、地域に密着した総合診療医、総合診療専攻医の育成、確保の取組を今回の協定で連携して行うものでございます。

具体的な連携の取組といたしましては、当院へ総合診療医師の派遣を受けまして、実際の診療業務でありますとか、当院の在籍の総合診療の専攻医、また県から派遣をいただいております内科医師、こういった先生への指導、助言など、実際の診療を通して、総合診療医としての技術の習得に向けて協力していくものでございます。

今後、地域に根差した医療活動を行う総合診療医の育成と合わせ、当院への定着を期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） この総合診療医ですが、1年に1人とか、2年に1人とかというような枠組みとか、そういうものは決まっているのでしょうか、教えてください。

○議長（谷口雅人） 葉狩病院事業管理者。

○病院事業管理者（葉狩一樹） 現在、1名の総合診療医がこれから各病院の医師のリクルート活動を行いながら、将来、総合診療医を目指す専攻医をということで、現在、これから新たに3名の専攻医の方が研修に入られるというふうには

伺っておるところでございます。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 町長がいつも言われている一人一人に寄り添ったまち、住んでよかったと思えるまちにしていくために、智頭病院の使命は、地域住民の健康の増進を図り、地域の発展に貢献すること、そのことが人口減少の歯止めに役立つと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） いつも申し上げておりますとおり、病院は、町民にとってはなくてはならない、こういった施設であります。病院があるということで、どれだけいざというときの安心感につながっているかということでも、この存在というのは大きいものがあるというふうに思っています。

ただ、病院があるということではなくて、その存在感、ありがたさを実感していただくために、診察圏域において必要な医師の確保、医療体制の提供、医療サービスの一層の向上、こういったものが求められるということになってくると思います。

町民の方々が、ふだんから病院がなくちゃ困るよというような切なる願いをいつまでも達成できるように、こういった町民の皆様の命と健康を守り、治す医療だけではなく、生活を支える医療、こういったものの充実を目指しまして、議員のこの前段のご質問にも答えましたとおり、東部圏域、今はたまたま東部圏域ですけども、鳥取県全体の自治体病院ということも踏まえて、こういった横の連携、協定をもって、安定的な地域医療体制を確保するということが一番だというふうに思っていますので、そういう体制をこれからもつなげていきたいというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 病院の今後の先生の確保、そのほか様々な問題があると思いますが、よろしく願いしておきたいと思います。

2番目の質問です。

国により、市区町村で、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や、機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦と子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関、こども家庭センターの設置に努めることとするとあります。

こども家庭センターは、母子保健を担う保健師と児童福祉を担う社会福祉士などが連携・協働して、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子健康や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するために、専門的な見地から相談支援を実施するとともに、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心とした専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援を行う体制を構築するとされています。

智頭町においても、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉分野が一体的に相談支援を行っていくということですが、今まででも、福祉課内で連携しながら相談支援に当たっていると思います。子ども支援センターを設置することで、設置以前とどのようなことが変わり、子どもたちにどういった効果が期待できるのかを伺います。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金児英夫） こども家庭支援センターの設置によって、子どもたちにとってというふうな質問でありました。これは、できたからすぐどうだということではないと思います。これまで、先ほど議員が言われました母子保健分野と児童福祉分野が割と別で離れた対応をしていました。実際言えば、母子保健分野というのは、保健師等々がメインになってやっておりました。児童福祉分野の現場というのは、当然、保育園とか小学校なわけですね。ですから、これまでは、そういった分野でそれぞれやってきたのを、ワンストップといいますか、窓口の一本化といいますか、そういったことの中で機敏に対応できる、そういったことが、この家庭センターでは可能になるというのが一番の効果ではないかなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 今、町長答弁されましたとおり、今までも福祉課、あるいは教育課などと連携しながら取り組んできておられると思いますが、今後、教育課との連携をどのように進めていくのか、改めて伺います。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金児英夫） 教育課と福祉課の連携と言われますけど、課というくくりでなくて、同じ行政分野ですので、分野というような思いを持って答弁させていただきたいと思いますが、先ほど答弁しました、いわゆる保健師等々が行っている母子保健の分野、それから、教育委員会等々が所管しています学校とか保

育園の分野、これをいかにして密接な関係にしていくかということになってくると思います。学校は、本来、児童生徒が教育を受ける場であって、支援を受けることを目的として通うところではないわけです。けども、遅刻とか欠席、不登校、いろんな中での問題を抱えている子どもたちがいる。じゃあ、それをいかにして早く発見するとか、こういった状況であるのかということを見極めるということのも大事なことになるわけです。ですから、そういった中で、学校の教員とか、そういった方々が見る。それから、保育園で保育士がそういった子どもを見る。そういったことを直に情報収集して対応できるというのがこれまで以上にできるようになるだろうというふうに思います。ですので、何かと何かということじゃなくて、もっと横のつながりの中でできる組織になるんだよということを理解してもらえたらなというふうに思っています。

実際、この家庭センター設置後については、いろんな支援会議を行って、保健師と子ども家庭支援員等々、こういったのが常に話をしながら対応できていくようになると思いますので、そういったことも含めて期待をしておるところではあります。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 次に、こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期に関する相談を受ける中で、サポートプラン（支援計画）を作成し、個々の事例に応じたきめ細かい対応が必要とされています。今、町長がおっしゃったように、横の連携が特に必要になってくると思います。サポートプランを作成するに当たり、社会資源の活用が重要となるとと思いますが、智頭町において活用できる社会資源はどのようなものがあるのか伺います。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金児英夫） 本町におきましても、サポートプランに活用可能な社会支援、こういったものとしましては、今ある母子保健の体制が整えております保健センター、それから学校、保育園、子育て支援センター、それから放課後児童クラブ、子どもの学習支援とかこども食堂等々、いろんな分野があるんだろうと思っています。ですから、そういったことを全て社会資源としてできれば、そういった対応が可能になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 社会資源について、今、町長から数多くのところを説明い

ただきましたが、そのほか、これからこういうことをというような、今後こういうことをやっていくというようなことはありませんでしょうか、伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今のところ智頭町では不足している部分ではないんではないかなというふうに思っています。ですので、またこれからいろんな子どもの、いわゆる多様化・複雑化、いろんなことが出てきますので、それに対応した社会資源というものが必要になってくるかも分かりませんが、うちみたいなちっちゃな自治体ですので、何でもかんでもというわけにはいきませんが、今のところはこれで足りているのではないかなというふうに理解しています。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 支援を要する子どもということで、例えば、学校に行きたくても行けない、声を上げたくても声を上げることさえできない子どもの声にならない思いを感じていただきたいと思います。そのような子どもたちに寄り添った取組をしてほしいと思いますが、この点について、これは以前の一般質問でも伺っておりますが、再度になると思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 支援を要する子どもたちへの取組につきましては、その原因となっていることが何なのか多種多様でありますので、そういったことを見極める必要があるのではないかなというふうに思っています。以前の答弁でもお答えしましたがけれども、子どもを取り巻く環境は、先ほど言いました複雑で複合化してきておりまして、不登校に至っては、特定のきっかけに偏らずに、その理由は、いわゆる本当に多岐にわたるわけです。支援する側も解決に向けての糸口がなかなか見つからない、なかなか難しい問題であるというふうに思っています。

その支援を必要とする声を上げることができる子どもたちは、こども食堂とか、そんな居場所とか、いわゆる、そういった中で関わりを持って、いろんな支援会議であるとかサポート、そういったことに対して支援をしていきたいというふうに思っています。

今度は、学校に行きたくても行けない、それから声を上げることができないというような子どもたちの把握とか支援、こういったものについては、当事者や家族が相談しやすいよう環境を整えるということから始めていかなきゃいけないのかなと。ですので、こども家庭センターの周知徹底とか、こども食堂など、子ど

もと関わる機関に、地域子育て相談機関とかいうような、そういったものとなっていていただくことができれば、そういった機会も広くなって、情報収集ができるのではないかなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 町長が今言われましたように、相談のできる環境、体制を、今でも十分とは言えないまでも、整っていると思います。それは、スクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーであるとか、そういう方々との話、相談、あるいは福祉課における相談、そういうことで、完全とは言えないまでも、できるところはやっておられると思いますので、今後、よりそれを充実させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、教育長にお聞きします。

児童生徒、または保護者の支援については、今、町長のほうからも話がありましたが、様々な保健師であるとか、スクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーなどの関係機関や専門家などの連携が大切だと考えます。いずれにしても、児童生徒、保護者から本当に信頼される先生であってほしいと思いますが、このことについてどのようにお考えか伺います。

○議長（谷口雅人） 田中教育長。

○教育長（田中 靖） では、宮本議員のご質問にお答えします。

先ほど、児童生徒、保護者から信頼される先生、そのとおりだというふうに思っております。これまでも、支援を必要としている児童生徒をはじめ、全ての児童生徒に対して、担任のみで対応するのではなくて、複数の教職員や、先ほど述べられましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さらには、智頭町では早期支援コーディネーターなど、さらには、関係機関や専門家などと連携しながら取組を進めているところです。

担任が1人で抱えるのではなくて、複数の教職員が関わり、組織的に対応し、児童生徒、保護者から信頼される学校を目指していきたいというふうに考えております。引き続きよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 児童生徒は、1日のうちで学校で過ごす時間が一番長いと思います。担任に限らず、今教育長が言われましたように、学校内の全ての教員

で子どもたちに関わるスタンスに、市内の学校では、小学校においても教科担任制を引いているところもあると聞きます。ですので、全ての教員が全ての児童生徒に関わると、先生方には児童生徒の本当の姿、心の中の本音を理解する関係性を持っていただきたい。そのことが児童生徒の先生に対する信頼、ひいては、保護者が先生を信頼することにつながると思います。ですので、そのことについて、いま一度、お伺いします。

○議長（谷口雅人） 田中教育長。

○教育長（田中 靖） ありがとうございます。まず、以前は小学校では1人の教員が全責任を持ってやっていたわけですけど、先ほど言われるように、教科担任制という形で、例えば算数はどの先生で、理科はどの先生というようなことがどんどん広がってきております。本町の小学校では、教科担任制ではまだないんですけれど、それに近いもので複数の教員が一つの学級に入って指導をしている。それからさらには、智頭町では、特別支援教育支援員というものが配置されております。ということで、たくさんのものが入っております。

それからさらには、智頭町では、コミュニティスクールという形で、教員以外の地域の方にも入っていただいて、様々な方に子どもたちを見ていただいて、様々な価値観で子どもたちを褒めていただいたり、称賛していただいたり、指導していただいたりしております。その中で、今年も去年もそうですけど、あの子はどうかいなと思われるようなことを学校ではチームで観察して、そして、そのことについて情報共有して、そしてさらには、問題がある、課題があれば、それに対応していく方策を考えていく。そこに今度は外部の関係者にも入っていただきながら指導をしていったり、また、家庭との連携をしながらやっているということです。ですので、引き続き、子どもたちが元気に自分たちの未来に向かって頑張れるように支援していきたいと、教育委員会としても、その支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 教育長に再度お願いしておきたいことは、町長は、一般質問の中で、横の連携をさらに充実させていくことが必要であるという話もされました。ですので、学校は学校という枠の中でとらわれず、やはり福祉課、あるいは家庭教育センターとの連携を密にさせていただいて、より児童生徒の安心な学校

生活が送れる体制を整えていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これは答弁は求めません。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（谷口雅人） 以上で、宮本行雄議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前 9時40分

再 開 午前 9時45分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大河原昭洋議員の質問を許します。

10番、大河原昭洋議員。

○10番（大河原昭洋） 通告に従い、大きく分けて2つの項目について、順次質問をいたします。

初めに、今後のまちづくりと令和7年度予算編成についてであります。

昨日の提案理由の説明にもありましたように、町長は、安全安心で活力があり、豊かで幸せな暮らしが実現できる、住んでよかったと思えるまちづくりを全身全霊で進めていくと述べられました。

また、昨年9月の改訂版が示された第2期総合戦略の中には、暮らしをつくる主体である人や地域を大切にし、住民自治の推進を挙げられています。そして、第2期総合戦略の将来像も、第7次総合計画と同様に、一人一人の人生に寄り添えるまちを統一することとし、このことを基本とされています。

ここからが質問になります。

昨年12月定例会で私が行った一般質問の町長答弁の中で、今後は、地方交付税の伸びも期待できない。人口減少による税収の減、コロナ禍も落ち着き、交付金も減となった。起債償還に係る公債費も令和9年にピークを迎え、厳しい財政状況が続く見込みであると発言されていました。確かに、今後の財政運営については、人口減少及び少子高齢化による実質的な地方交付税の減額や、町税など一般財源の確保も困難になることが想定されます。

このような財政状況下にあっても、本町の最上位計画である第7次総合計画と第2期総合戦略を連動させながら、本町の取り組むべき課題に対し、将来を見据えた今後のまちづくりについてどのような方向性を考えているのか、町長の所見を伺います。

以下は質問席にて行いますが、昨日の提案理由の説明で1時間述べたとおりだとつれないことは言われないう丁寧な答弁を期待いたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 大河原議員の質問にお答えします。

言おうと思ったことを機先を制せられましたので、なかなか難しいなとは思いますがけれども、やはり昨日述べましたとおりに、歳入に見合った歳出が基本であるということが大前提であります。ですので、必要性や緊急性を考慮して、経費の精査、事業の統廃合、昨日述べましたけど、これを徹底して行う、無駄を排除するというのが基本的な考え方になってくるのではないかと思います。ですので、こういったいろんな思いを持つ財政状況にあっても、議員が言われましたように、第7次の総合計画、第2期の総合戦略、こういったことを踏まえて、まちづくりなり、将来構想を考えていかなきゃいけないなというふうに思います。

ですので、昨日も申し述べましたけども、前年度比1,000万円減の数字になっております。ただこれは、人件費の伸びであるとか、それから、諸物価高騰の経費等々を考えれば、実質1億円以上の減になってくるのではないかなというふうに思っています。ですので、そういったことも踏まえて、去年とほとんど変わらん予算だから、何じゃい、言いよることが違うがなということではないんだろうと。そこだけは念頭に置いていただきたいなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 厳しい財政状況の中で、無駄を排除してこれからやっていくんだというふうな趣旨と理解いたしました。事業の選択と見直しを進めるということは大変重要であり、必要だというふうに認識しておりますけども、これまで時間をかけて投資をしてきた事業というものが尻すぼみになってしまったら大変残念なことになりますので、その辺りにつきましては、十分な精査を求めたいと、これは思っております。

それから、今後のまちづくりを進める上で、少ない経費で大きな効果ということとは誰しもが思うことであります。しかしながら、行政サービスの質を落とさないうで維持をしっかりとしながら新たなことにチャレンジするということは、並大抵ではないということは十分承知しております。

今回、金兒町長になられまして2期目を迎え、あと実質3年と数か月ということになっておりますけれども、町長として、これだけは向かってみたいとか、チ

チャレンジしてみたいとか、そういうものがあれば、具体的なものがあれば、そういったことを少し聞かせていただきたいと思います。町民もその辺りを大いに期待しているということも、よく私も耳にいたしますので、その辺りについて、少し答弁をしていただければと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） なかなか難しいことを問われますので、答えには窮しますが、実際、大きなことというのを今考えてはおりません。ただ、いずれ来るんであろうというところは、やっぱりこの庁舎の建て替えなんだろうなというふうに思います。建設してから50年近くがたつ状況になります。ですので、そういったことも踏まえて、この場所でいいの、こういう状況でいいのということも踏まえて、実際、役所は一等地の駅前にあるのがいいのかとかいうこともやっぱりあるんだろうと思います。先人のやられたことを否定するわけじゃないですけども、これからのことを考えたときにどうなのということも踏まえて、当然、構造的なものも、じゃあコンクリートにするのか、それから木材にするのかということもあります。

よその自治体のことですが、5年間、首長以下職員の給与を何%か削るというようなこともするようないところもあるわけです。そういったことがないような、やっぱり資金も用意しておかないといけない、それから、どういう制度をもってするのか。やっぱりそういったことも踏まえて考えていく、これが私の3年余り残された任期になるんじゃないか。その中で決定ではないですよ、決定ではないですけども、やっぱりそういった道筋をつくっておくべきかなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） この庁舎の建て替えということになりますと、そう簡単に進められるものではないというふうに思いますし、財源ということに関しても、簡単にいろんな町債とか、いろんなものが使えるということもなかなか厳しいということも十分私も認識しておりますので、その辺りは、町長の手腕に期待をさせていただくところであります。

いわゆるまちづくり、これは当然のことながら、地域特有の魅力を見つけ出していくということ、それと最大限にそれを生かすことが大切であるということをおっしゃっておりますので、ここの部分は、十分、町長もお考えになられているとい

うふうに認識しておりますので、このことをまずは申し上げまして、関連して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

(2) 番になります。

本町が持続可能な行財政運営を進めるためにも、効率的で効果的な事業執行が求められます。このたび提案された新年度予算にはどのような思いが込められているのか、町長の所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほどもちょっと触れましたけども、基本的に実際収入は大きく伸びを見込めないというのとも言わせてもらいました。というのは、交付税自体は少しずつですけども増えております。ただ実態として、出がそれに見合うものになってないという部分もあるわけです。特に、令和6年から令和7年にかけての職員等々を含めました人件費の増というものは、それだけでも6,000万円、7,000万円というような数字になってくるわけです。交付税がそのくらいしか増えていないというのもあります。これから令和7年度の交付税がどれだけ増加するかということもありますので、一概には言えませんが、うちの職員でもそうです。ただ、繰り出しをする病院の職員もあるわけですね。ですから、そう簡単な数字にはならないのかなというふうには思っています。

そしてもう一つは、数値的なことを言えば、起債の残高ということもあります。ですので、制限比率等々も踏まえまして、数字が少し上昇期傾向にありますので、これの現状維持、あるいは低下をもくろむといいますか、少し数字を低くするというようなことも踏まえまして、実際、令和7年度予算を現状維持という数字にしました。そして、それは実態として、1億円余りの減額になるんだよということも言わせてもらいました。そういったことも踏まえて、数値的にも一緒けども、事業的なもの、することについては、そういった減額の数字になっているんだよということを理解してもらえれば、新たな年度に対する思いというのは理解してもらえるのかなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 先ほど、智頭町に将来に向けての金兒町長の考えを聞かせていただきましたし、その思いを実現させるための新年度の意気込みというところを少し聞かせていただきたいなという思いはあったんですけども、やはり予算的なことということになりましたので、この中身に関しましては、これから

予算特別委員会が設置されましたので、十分確認させていただきたいなというふうに思いますが、先ほどのお話にもありましたように、当初予算の中で一番難儀をされたのは、やはりお財布だろうというふうに思っております。経常経費につきましても、想定以上の物価高騰だというふうなところもあると思いますし、やはり賃上げというふうなところで、人件費がやっぱりどうしても増えていくというふうなところもあるかと思います。

一般財源の確保ということに関しましても、かなり厳しい状況だというふうなことは理解しておりますので、そうであったとしても、やはり令和7年度予算がやっぱり町民に期待を抱いていただけるような、そのような中身であることを期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2番目の農地保全・農業振興についてということであります。

(1) 番、農家数の減少により、今後守るべき農地を特定する目的で、地域計画の策定が進められています。本町の目指す将来の農業の姿に向け、具体的対策をどのように講じていくのか、町長の所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） これまでまちが進めてきた農業関連の施策は、まずは現状を維持しながら、次の世代につなげていくということに重点を置いた取組を粘り強く進めてきたところであります。法律に基づいて本町が策定した農業経営基盤強化の促進に関する基本構想において、担い手が育つ環境づくりをもとより、小規模農家を含めた多様な担い手が活躍する農村社会を目指していくこと、こういうことにしておるところであります。

これまで推進してきた人・農地プランが中心経営体に農地を集積していく将来方針、こういったものに対しまして、地域計画は、地域農業の将来の在り方の計画でありまして、担い手のみならず、中小規模の副業的に農家を含めた多様な形態などを含め、みんなが主人公、こういった前提の計画でありまして、これまでのまちの方針の延長線上にあるものというふうに認識しておるところであります。

地域計画は、先ほど言われましたように、いわゆる守るべき農地の明確化ということに加えて、集落単位を基本とする地域の話合いの場で、誰がどの農地を、そして何を作るかについて、適宜見直しを行うというプロセスが極めて重要となってくると思います。ですので、引き続き農業委員会、それから県、JA、担い手育成機構など、いわゆるこういった関係機関などと連携しながら、地域の

での話合いと言いますか、これに関わりながら、実効性の高い取組につなげていけたらというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） この地域計画は、法律の改正によって、少し町長も触れられておりましたけれども、人・農地プランから地域計画に名称が変わり、新たに目標地図の作成が義務づけられたということでもあります。現状維持しつつ、今後の将来に向けてつなげていくというようなところでございました。

私も昨年10月に、各地区で行われた農業座談会に地元に参加をさせていただいて、ワークショップ形式で行われた目標地図というものに少し携わらせていただきました。ここで少し整理をしておきたいのですが、この目標地図なるものについて、先ほどの答弁の中にも町長が触れられておりましたけれども、いわゆる高齢などを理由に耕作ができなくなった際に、次の耕作者へスムーズに引き継がれるようにということで、10年後の農地利用の将来図になるものとされております。この地域計画の策定におきまして、なかなか大変な作業になっているんじゃないかなというふうに思いますが、本町にこの計画を策定することによって、どのような、いわゆる利点というものが、メリットというものが生まれてくるのか、その辺りについて、少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど言われました目標地図であります。目標地図をつくる、いわゆる10年後を見据えたということでもありますので、農地利用の現状や将来の姿、これが具体的ないわゆる可視化できる。皆さんがつくることですから、じゃあどうしようや、こうしようやという話合いの中から具体的なものが可視化される。これをそこの地域で共有できるようなことになってくれば、これが本来の意義になってくるんだろうというふうに思います。ですので、何か分からんけど、みんなでしようやというこれまでのことよりも、じゃあ、どういうふうにつくりたいんや、行き先はどうなるんやと。それでいけんようになったらどういうふうに変えていくんだよとか、そういう話はできるようになるというのがメリットではないかというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） より可視化をされるというふうなことで、みんなで考えて、みんなで共有していこうやというのが大きな意味合いというふうなところ

だろうというふうに認識いたしました。この計画の策定に関しまして、やはり幾ら法律とはいえ、時間と労力をつぎ込んで、何もメリットがないということではとてもさみしいことですので、やはりいろいろと調べるところによりますと、この計画を策定することによって、国からの支援であつたりとか、そういった補助が受けやすくなるということもあるようですので、その辺りは必要なことではないかなというふうに感じておるところでございます。

この地域枠の策定につきましては、智頭町の農業の将来を守るためにはとても重要だということは十分承知をいたしましたので、一方で、計画策定に関しましては、実行はなかなか簡単には行きにくいんじゃないかなというふうに思っているところもあります。本町の実態として、若者がいない、担い手も少ないというふうな現状の中で、この地域計画を進めていく、いわゆる実行に移していくということに関して、余裕ではないなというふうには思うんですけども、その辺りについてどのように考えておられるのか、町長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 人・農地プランを推進していた頃から一貫して思い描いておったことは、集落の実力をいかにして引き出していくかということであって、地域計画についても、基本的な認識は変わらなかったというふうに思います。これから、この集落の田んぼや畑をどうしようかいやと、こういったことをみんなで話し合おうということが基本になってくるんじゃないかというふうに基本的には思っています。

とは言っても、先ほど議員言われましたように、少子高齢化社会の中での、いわゆる若い者がおらんがな、年寄りばかりだがなというような集落もあって、その集落の実力だけでは対応できなくなる可能性もあるわけです。限られた担い手に頼るということにも限界があります。ですので、時には、例えば一つの集落だけでは無理だったら、隣の集落と、そのまた次の隣の集落と3集落でしようやとか、4集落でしようやとかということも一つの考え方にはなるんじゃないかなというふうに思います。

それからもう一つは、例えば、今、複業協同組合になるものがあります。ですので、その辺との会議も絡めて話ができればというふうに思います。聞くとところによると、先日、農業委員会の役員さん何名かと複業協同組合の代表がちょっと

話し合われて、将来的などういふ考え方におるだいなとか、これができるかというようなところも話し合われたということも聞いております。ただ、それが具体的にすぐこの春から動くかということはまた別としても、一つの方策として、そういう考え方もあるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 複業協同組合ということに関しましては、林業も含め、大いに期待するところでありますし、この農業に関しましても、複業協同組合の方々がそちらのほうにちょっと目を向けていただいて、これからの智頭町のいわゆる農業に関して関心を持っていただいて、それをまたいい方向に導いていただく、そういうふうなことになることを期待をさせていただきたいと思いますので、その部分に関しましては、しっかり私も見守りをさせていただきたいと思っております。

ちょっと話が替わりまして、令和の米騒動ということで、去年の夏頃から現在におきましても、米の価格というのがもう上がり続けていると。今ちょうど国会が行われていて、いろいろとそういったことに関しても、すごい関心を持たれて、質問なりされているところがありまして、全国的な平均の価格といっても、5キロで4,000円というような、とんでもない金額になっていて、何かその品種によっては、5キロ5,000円、6,000円とかって、ちょっと驚くような金額にはなっているんですけども、政府も備蓄米を放出するということが決定されて、もうそろそろ確か入札が行われるというふうなことも聞いておりますけれども、これで価格の高騰を落ち着かせようというふうに思っているところはあるんですが、そもそも我が国の政府、政府を批判したらちょっと地元の石破総理大臣に怒られるかも分かりませんが、何十年も前から減反政策なるっていうものを推進して生産量を抑えて、その結果、生産者も減少して、当然のことながら、担い手もいなくなったというようになってんまつであります。

この価格高騰に関しましては、いろんな要因があると思うんですけども、インバウンドによる外食産業の部分がある程度確保しているとか、日本食ブームを背景に海外への輸出もあるとか、いろんなことがあるようですけども、JAからちょっと見させていただいた資料によりますと、令和5年度本町の水稻作付面積、これは令和5年度の220ヘクタール、令和6年度が210ヘクタールということで、一気に10ヘクタール1年で減ってしまっているということで、いわゆる

10町歩減少したということになるわけですが、これまでやはり作付面積というのは年々減少はしてきていたんですけれども、2桁の作付面積の減少ということは、2桁というのは初めてなことで、もう大変なことになったなというふうに思っているところもありますけれども、何だかんだいってぼやいていてもしょうがないんですけれども、この米の価格高騰を逆手に取って、生産者の確保につなげていくということも何かできるんじゃないかなというふうに思うところもあります。正直言っています。言い方を変えると、農家の収入増、いわゆるもうかる農業に転換するということができると思ったら、参加者も増えていくんじゃないかなと。それから、よく一般質問の場でもいろんな議員がよく言われますけど、遊休地の減少のヒントにもつながるんじゃないかなというふうに思うところもあります。そんな単純なものじゃないわというふうに言われるのかもしれませんが、このような可能性について、町長がどのように考えていらっしゃるのかなというところを少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど大河原議員が言われました米の生産調整の中で、智頭町は、大体令和5年、令和6年の中で割当てが来とる面積は222、223ヘクタールというところがあります。結果として、先ほど言われましたように、実績として210町歩余りぐらいしかつくれていなかったというのは、いろんな原因があって、つくる予定だったけど、急遽つくれなくなったということもあったんで、そういう結果になったということだけ少し頭に置いておいていただきたいなというふうには思います。

米価の高騰を逆手に取るということでもありますけれども、令和6年の中で、これまで1万2,000円であったのが1万7,000円になったのかな、ちょっともう上がりました。ただ、1万7,000円になったからといって、農家は黒になるか言ったら、そう簡単なものではないんじゃないかなというふうには思います。ただ、これから先にどういうふうになるかということは考えなきゃいけないというふうに思いますけれども、もうかる農家への転換の必要性を認識するのはしますけれども、簡単なことにはならないと、先ほど言いましたように。というのは、やっぱりたまたまこうやって米価が上がっていったけども、かかる燃料費であるとか、それから肥料であるとか、そういったかかる経費もやっぱり上がってきているわけですね。それから、労力等々のバランスを考えて、水稻に主軸を

置くのが現実だと思いますけども、やっぱり水稻もなかなか思ったように売れないんじゃないかと。農協を経由して売る価格と、例えば、自主流通米をメインにして売っておられるグループもあるわけですけども、そういった価格とはやっぱり少し差がありますし、中を抜かれるわけですし、農家に入ってくる金も当然低くなってくるということがあります。ですので、そういったことも踏まえて、どういうふうなもうかる農業、もうかる稲作ということをやっぱりもう少し考えていかないと、米の価格が上がったから、さあ米をつくれという話にはなかなかないのかなというふうに思います。

それから、さっき言いましたように、管理転作とかいうことで、常に混農している田んぼがすぐ稲がつかれるようになるかも分かりませんが、5年も10年も水を張っていない田んぼは、やっぱり不安が出てくるんだろうと思いますし、やっぱりその辺のところも、米をつくっていない田んぼに、さあ米をつくれと言われても、なかなかそれはできる能力、できる設備、できる労働力というものがあればいいんでしょうけども、さっき言いましたように、高齢化した農家がたくさんありますので、対応は難しいのかなと。新規参入というのがあればいいですけど、新規参入がすぐすぐいい米がつかれるとは思いませんし、難しいのかなというふうに思います。

○議長（谷口雅人）　　大河原議員。

○10番（大河原昭洋）　　なかなか難しい問題だなというふうに改めて感じるところであります。確かに2年、3年手がつけられていない田んぼというのは、草が木になっちゃうんですよね。そうなってくると思うと大変なことになるので、すぐすぐそれを元の状態に戻してというふうなところは非常に難しいなというふうに感じております。

米に関して、その消費者までの間を中間業者、先ほど少し町長も触れられておりましたけども、そういう中間業者を介さなければ、間違いなく生産者の収入は上がります。しかしながら、出荷に手間がかかるとか、余った米をまたどうするんだとか、いろんなデメリットも生じてきます。

また、米に限定せず収益率の高い農作物ということも、少しまた検討をしていかなければならないなというふうに思っておりますので、関連して、次の質問に移らせていただきたいというふうに思っております。

（2）番です。

販売農家の育成や農業後継者の確保のためにも販路開拓が重要と思いますが、どのように推進していこうと考えているのか、町長の所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 農産物の販路開拓、このことにつきましては、幾つかのプロセスを経るのが大体一般的であります。まずは市場調査を行う、これで需要と供給の分析、競合先との差別化のポイントを明らかにする、こういったことをした上で、ターゲットとなる市場の選定、それから、ブランド戦略、マーケティング等、様々な要素を組み合わせた調査、分析が必要となるということは大前提で理解してもらいたいなというふうに思います。そういった専門的なアプローチに至るまでに、まずはできるところから始めたいというふうなこともいいんじゃないかと思います。

先般、我がまちの農業委員会が、神戸市や大阪市の流通加工販売の事業者を視察して調査を行いました。消費者ニーズの聞き取りなどを行う中で、智頭町の農産物や加工品の取扱いについて、一定の手応えは感じたということですが、集荷体制の具体化といった課題がやっぱりあるわけです。ですから、こういったこともつながりの中でどうやっていくのがいいんだい。ベストはないにしても、ベターな部分はどうなるのかなということもやっぱりあるんじゃないかと思います。この辺のところも、まちがどうだこうだということじゃなくて、やっぱり生産者のこともありますし、県やJAなど、そういったことも関連して、大消費地で開催されるやっぱり何かのイベント等々にもやっぱりそういったところに出向いて行って、経験するというのも一つの手ではないかなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） プロセスが大切だということで、しっかりとしたマーケティング、それから分析が必要であるということと、やっぱりニーズをいかに把握するか、聞き取りなんかも含めて、集荷体制の課題がどうしても残ってくるんだと、そのとおりだと思っております。この販路開拓って簡単なことではないということは私も十分分かっておりますけども、やはりこれから将来を考えていく中で、さらにじゃあ何を、どういった農産物をどこにというターゲットの絞り込みということもある程度必要になってくるんじゃないかなというふうに思うところもあります。

そこで、まず何をという視点で申し上げますと、全国的に収益性の高い農作物

の1位はミニトマトで、2位がキャベツ、3位レタスということでもあります。一方、利益率が最も高いのがワサビやレンコンということでございました。この所得率の高いワサビやレンコン、これ栽培できる地域が限定されておるということで、生産量が一定で価格も安定しているからもうかるというような要因もあるということのようでございます。

特に、このワサビなんですけども、これはきれいな水が流れるところに生育するということでもありますので、このワサビを本町の特産物として考えてみてはどうかと。大きな可能性もあるんじゃないかというふうに思いますが、その辺りの見解を少し聞かせてください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） ワサビの生産ということでもありますけれども、やはりこのワサビにつきましては、年間を通じて、12度から15度ぐらいの冷たい水が絶えず流れる環境が必要なんだと。そして、排水性のいい土壌という、当然、夏場なんか涼しい、智頭の各谷々では適しているかも知れませんが、そういったことも可能性としてはできるんじゃないかなというふうに思います。ただ忘れてはならないのが、智頭には鹿がたくさんおります。智頭の各地でワサビ谷と言われる谷がたくさんあったところにあったワサビは、ほぼ壊滅状態だということも聞いております。ですので、鹿との競合といいますか、対策といいますか、これも大きな論点になるんじゃないかなというふうに思います。

私のほうで、そういった設備を投資し、鹿の防除というか、そういった設備を投資してでもやるんだという生産農家があればいいんでしょうけども、やっぱりそこはなかなか困難な部分があるんじゃないかなというふうには思います。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 自然に合ったこのワサビというのは、鹿がやっぱり全部食っちゃったということは私も聞いております。仕方ないなとかっていうふうに思うところもありますけども、このワサビの栽培方法は、少しもうちょつと触れさせていただきたいんですけど、ほかの野菜とは違って、自然にできるぐらいですから、肥料や農薬もほぼ使われないし、植え付けであつたりとか収穫もほぼ手作業で行うということもやっぱりありますので、鹿対策の施設設備というのはちょっと頭の中になかったんですけど、基本的には、施設整備も少ないし、高価な農業機械なんかも必要ないということで、コストがかからない要因である

ということではありましたが、このようなワサビなんか、ワサビ以外でもちょっとまた私も考えたいとは思いますが、新たな農産物の開発が進んでいけば、必ず本町の農業の活性化につながるというふうに思いますので、ここはもう少しちょっと調査、研究をまたお互いがしていきたいなというふうに感じるところであります。

次に、ターゲットをどこに、いわゆる販路開拓として進めていくかということでもありますけども、本町の立地条件を考えると、やはり関西かなというふうに思っております。おいしい野菜であったり、特産物や特産品があっても、やはり販売ルートがなければ、なかなか売上げの向上は見込めません。関西でも、特に大阪や神戸なんかは、もう約２時間でいけますので、朝採れ新鮮野菜でというふうなイメージで、関西のスーパーとかでも年間を通して販売できるんじゃないかなというふうにも思うところもあります。

大阪には、県の関西本部もありますので、そこと連携して、相談しながらマーケティング等々もしながらということになると思いますけども、米や野菜に限らず、本町の特産品の販路開拓を進めていくということに関して、そういったことに関しての町長の見解を少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 関西圏域への特産品の販路開拓について、方法論としてはいろいろあると思います。先ほど言いましたけども、出荷体制とか販売戦略、いろんなことがやっぱりどうしてもあるんだろうと思いますけれども、ただ、郵送のことにしましては、ロットの量といいますか、１ロットの量がある程度の量がないと、なかなか輸送に対しても、それから向こうの方法案に対しても、これだけつくれたから輸送して、さあ買ってねということではなかなか難しいんじゃないかという思いがあります。ですので、生産、集荷、販売、こういったことをやっぱり考えて、何をつくって、何を送るのかということじゃないと難しいのかなというふうに思います。これもやっぱりまずは作り手がないと売れませんので、生産者がどれだけあって、どれだけつくれるのかということから始めればいいのかというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○１０番（大河原昭洋） 生産、集荷、販売ということで、需要と供給、お客さんが何を望んでいるのか、智頭町がそれで供給できるのかということがあるとい

うことで、非常にこれも悩ましいなというふうに思っております。

智頭は、本当に水に恵まれているというところがありますので、この自然環境を生かした取組ということをやはり期待をするところでありまして、販路開拓につきましても、ずっと以前から多くの皆さんが頭を悩ませているというところがありますので、知恵を絞って、新たな展開が生まれることを期待して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 以上で、大河原昭洋議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時35分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡田光弘議員の質問を許します。

4番、岡田光弘議員。

○4番（岡田光弘） 傍聴の皆様、寒い中傍聴いただきまして、ありがとうございます。また、リモートでご覧の皆様もありがとうございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、人材育成と人事評価について、町長のほうにお尋ねをいたします。

地方創生2.0が展開される時代にありまして、本町のような山間地の小規模な自治体におきまして、職員の果たすべき役割、あるいは住民からの期待、どちらも大変大きいものがあるというふうに考えます。

一方、時代とともに住民ニーズも多様化してきており、住民一人一人の人生に寄り添ったまちづくりを標榜している本町にとりましては、住民ニーズに応え続けていくためには、日々の研さんであったり、進化であったり、時には忍耐強さ、あるいは組織としての明確なビジョンに基づく戦略、継続的な取組といったことも、今後ますます重要になってくるというふうに考えられます。

今後、持続可能な自治体、地域社会を目指し、住民サービスを維持・発展させていくために、智頭町としてどのような取組を展開していくのかについて、町長に順次お尋ねをいたします。

まず、1項目めの令和4年に策定された智頭町定員管理計画について、どのような点を課題と捉え、課題克服のためにどのように取り組んでいくのかという点についてであります。

地方自治法第2条14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというふうに規定してあります。

また、地方自治法第2条第15項では、地方自治体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方自治体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならないというふうにも規定をしております。

本町の定員管理の前提として、少子高齢化の急速な進展、町民の安全安心に対する意識の高まり、産業としての林業の再興、老朽化した公共施設への対応など、取り巻く社会的な状況は大きく変化していることを認識した上でのこの計画の策定がなされております。

また、平成29年度から令和7年度までの10年間を期間とする第7次総合計画に基づき、行政改革を一層推進させ、社会状況の変化、多様化する住民ニーズに迅速に的確に対応できるようにということから、令和4年度から令和8年度までの5か年計画で、智頭町定員管理計画が定められてきておりますが、先ほど申しましたような様々な諸課題に対応し、有効な施策を安定的・機動的に展開していくためには、マンパワーはとりわけ必須であるというふうに理解をいたしますが、現状認識として、本町の計画の中でどのような課題があると認識しておられますでしょうか。

まずは、この課題認識について、町長のほうにその課題認識をお伺いをいたします。

以下は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 岡田議員の質問にお答えします。

職員のいわゆる定員管理計画についての課題ということでもありますけども、計画自体に課題を感じているわけではありません。職員数に関して、現状としましては、早期退職などによりまして、いわゆる年齢構成ということが一定ではなく、年齢層によってアンバランスになっているということがあります。しかし、人数が少ない年齢層があったとしても、業務量、それから職員数を考慮するという年齢構成の補正のために必要数以上の採用はできないという状況になりますので、そんなに大きなものではないというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○4 番（岡田光弘） 答弁いただきました。課題については、特に大きなものとしては抱えてはいないけれども、年齢構成について、若干の課題があるというご答弁だったと思います。

平成26年から令和3年までの8か年における推移ですけれども、職員数で言いますと、233人から令和3年で237人に微増、一方、その間の町民の人口は7,718人から6,662人へと1,056人、率にして13.7%の大幅な減となっており、職員1人当たりの人口ということを捉えてみますと、68.3人から、令和3年では53.3人というふうになってきております。

また、近頃示された行財政改革プランにおきましても、今後しばらくの間は、職員数は維持していくということが示されております。私がこれを見て感じることは、これからの急激な人口減少、現在も進行中ではありますが、それから少子高齢化ということを迎えても、町として、行政として、行政サービスの質を落とさないという姿勢の表れではないのかなというふうには受け止めておりますが、この辺りについて、町長の認識はいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 人口減少に伴いまして、職員1人当たりの人口ということが減っているというのは確かでありますけれども、この職員の数は、人口によって比例するんだということは一つの考え方であるのかもしれませんが、実態として、行政サービスの多様化とか、国や県からの権限移譲、こういったことによって業務は増加しておるわけです。ですので、それに合わせた職員数を確保するということが大前提としてありますので、住民の人口に合わせて職員数というのは、即そういうふうになるということではないということだけは理解してほしいなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○4 番（岡田光弘） 答弁いただいたことに対して、ちょっと安心をしております。というのは、やはり私の趣旨としては、こういった厳しい時代、いろんな状況が変化する時代にあって、職員のマンパワーというものが、町民の福祉の向上にも欠くことのできないものだというふうな認識の下で質問をさせていただいております。

課題認識については、先ほどもお伺いしましたけれども、今後、智頭町として、そのような課題を克服して、いわゆる持続可能な自治体であるとか、地域社会を

今後守っていくためにどのような取組を行っていくかということが大事になってくると思います。

この既に定めてある定員管理計画の中身を見ますと、今後の定員管理計画の中にありまして、2番として、定員管理の基本的な考え方が書いてあります。それから3番として、事務事業の見直し、それから4番として、民間委託等への推進、それから5番として、人材育成と意識改革というふうな記述がございます。それぞれ定員管理をする中で重要な項目であるというふうに思いますが、現在の計画期間の中において、それらの進捗と今後の方針についてはいかがでしょうか、町長の所見を求めます。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 定員の管理計画についてということであります。その中で、組織、機構の見直し、それから事務事業の見直しにつきましては、社会情勢等を勘案しながら随時行っているところであります。

また、民間活力、それから委託等の推進については、事業を新しく始める際など、指定管理制度、こういったものを検討していますし、既にPPPなりPFIなりということは導入してやっているところでもあります。

そして、人材育成、意識改革については、県の人材開発センターの職員研修、それから県外企業の地域課題の解決研修、専門能力の向上研修等々、幅広い視野を養う研修を行っておりまして、今後も引き続き、人材育成という名での職員の意識改革に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○4番（岡田光弘） それぞれの項目について、基本的な考え方、進め方についてお話をいただきました。先ほどからの議論の中で、コロナ禍で事務事業の見直しというところがありまして、この計画の中でも、事務事業の集約化、縮小、廃止など、その内容、実施体制の見直しを行うということが書いてあります。限られた人材、人的資源を有効に活用するためにも、事務事業の集約化、縮小、廃止、それから業務内容や実施体制の見直しを継続して実施するというふうにあります。で、こういったあたりがちょっと気になるところでありますが、この中で、具体的に現在検討されている内容というのはございますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今、発表する段階ではないので控えさせていただきますけど

も、考えていることはあります。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○4番（岡田光弘） 時代の変化、要請とともに、それに見合った組織体制ということで考えられているということであろうかと思います。特に集約化というようなことであればいいと思うんですけども、縮小であったりとか、廃止ということになると、住民サービスのほうにも大きく関係してくる部分になるかと思います。その辺りの住民サービスに大きく影響する部分については、事前の周知であるとか、住民理解を十分に進めていただきたいということで、こちらのほうは要請をしておきたいと思います。

次に、2項目めですが、現在、本町で運用されている人事評価制度の中で、どのような点が課題と捉え、その課題克服のためにどのように取り組んでいこうとされているのかについてお尋ねをいたします。

2014年4月に地方公務員法の一部が改正され、地方自治体職員に人事評価制度を適用することが、これは義務づけられるようになりました。2016年4月から正式導入をされているところであります。それ以前は、勤務評定、これは勤務成績の評定として存在しておりましたが、この勤務評定という文言が人事評価ということに変更になりまして、全国で導入されてきております。

本町でも、平成29年には人事評価ハンドブック、それから、人事評価制度活用マニュアル、こちらのほう備えて導入のための職員研修を実施した上で、人事評価が行われて今日まで定着してきているというふうに思いますが、今日までのこの人事評価に対する課題、あるいはこの評価はいかがでしょうか、町長の所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 人事評価制度の課題と評価ということでもありますけども、この制度を導入してよくなった点ということにつきましては、まず、業務評価では、個人の目標管理シートを作成することができたということです。この作成によりまして、個人の業務管理を行いやすくなって、上司も業務の内容に応じた評価ができる点であります。

また、能力評価では、日々の業務を行う上で、個々の行動や業務遂行能力、それから管理力について自己評価して、面談の中で、上司とともに振り返ることができる。これによって、行動の修正や課題を話し合うことができるということ

あります。このようにして、人事評価は、人材育成のためのツールとして役立っているというふうに考えておるところです。

課題ということにつきましては、課題になるかどうかは少し分かりませんが、これは人が人を評価することですので、上司が、人が変わったときに変わる可能性があるということです。個々によって、やっぱり評価の目盛りが多少違うんじゃないかなということもあり得るんで。ただ、そういったことがないように、ふだんの研修やマニュアルを活用して、やっぱりきちんと評価できるような精度を上げながら、運用していくということが必要であるのかなというふうには思っております。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○4番（岡田光弘） おっしゃるとおり、本当に人が人を評価するというのは大変難しい作業であります。一方で、この人事評価制度が導入されたことによって、上司と部下の間でのコミュニケーション、一方的な評価ということではなくして、その中で、コミュニケーションの場が生まれてきているということが、いい方向に組織が回るようになればというふうに願うものであります。

法的な根拠に基づいて、自治体にこれを課せられた義務としてでありますけれども、これを実際に運用していくとなると、かなりの業務的な負荷もかかりますし、具体的な、これを成果に結びつけていくということになると、困難な点も多いのではないかなというふうに考えられます。

巷では、一部の自治体では、人事評価をやっても意味がないのではないかなというような声も上がっているところもあるように聞いております。一方、勤務評定から人事評価制度が導入され、大きく変化したことのないように人材育成という観点があるのではないかなということを考えます。

本町の人事評価ハンドブックにも、事業の実行、組織の運営においては、人は、その成否を左右する重要な資源であるという観点から人事評価制度を再構築して、人材の育成と活用を図るものという記述があります。今後、本町の抱える様々な諸課題に対する施策を積極的に展開することを可能にするためにも、この人材育成という視点での人事評価の運用は大変重要なものと考えますが、この辺りについての町長の所見をお伺いいたします。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金児英夫） 人事評価制度と人材育成というのは、やっぱり密接に関連

しているというふうに考えております。この役割の中での職階制度というものがきちんとあります。こういったことがあるように、人材を育成する中でも、やっぱりそれなりに応じた年齢とか、職階に応じたことが必要になってくるというふうに思います。

職階が上がったら自然に人材は抑制されるんだということもあるかもしれませんが、やっぱりそういうものではないと。きちんとした育成方針に基づいて育成し、それによって、また逆にそこを評価していくという繰り返しになるのではないかというふうに思います。ですので、ある程度の目標を持ち、目標達成をした場合には、また次にステップアップするということが必要になったのかというふうに考えています。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○４番（岡田光弘） 智頭町ならではの人材育成という視点は重要ではないかなということを思います。

これに関連して、次の３項目めでありますが、本町が目指すべき将来像を実現していくために、必要な人材を確保する、このことに関しての人材育成の基本方針ですね。これを明確にしていく考えはないかという点について、町長にお尋ねをいたします。

前述の職員管理計画や人事管理制度の実を上げていくためにも、人材育成基本方針を明確にしていくこと、これは重要ではないかなというふうに考えます。現在のように、住民の価値観であったり、ニーズも多様化してきている時代にあって、その中に、今日の一般質問にも度々出てきております一人一人の人生に寄り添えるまちづくり、このことを基本理念に置く本町におきましては、行政に求められるニーズも多様化してきているということを思います。

今後、そのような住民ニーズに応える施策を十分に展開していくためにも、時代の要請にマッチした求められる職員像はおのずと見えてくるというふうに思います。今後、本町において、人材育成基本方針を明文化し、明確化していくお考えがあるのか、町長に見解をお伺いいたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 我がまちは、平成１８年に人材育成基本方針を策定しております。そして、平成２２年に改訂をしておるところであります。公表はしておりませんでしたけども、ホームページ等々で広く住民にも共有したいというふう

に思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○4番（岡田光弘） 智頭町としても、基本方針というのは持っていたんだけど、あんまり町民に周知することはなかったということであつたと思います。今回の質問に対して、ホームページ上でどうかなということで、近隣の自治体についてもちよつと若干見させていただきました。鳥取県であつたり、鳥取市、お隣の若桜町について、既に定められている人材育成基本方針、これは全てホームページのほうに公開をしてございます。それぞれの自治体が求められる職員像を明確にして、その理想を実現させるために具体的にどのように取り組むかがその中で明確になってきております。

例えば、鳥取県では、求められる職員像を協働と連携により、地域の発展に貢献する職員、公平・公正な職務遂行に使命感・誇り（志）・意欲を持って取り組む職員、円滑なコミュニケーションにより、組織の内外で連携を図る職員、地域・組織の課題や、その解決について自ら進んで考え、行動する職員、地域を支える人材として成長し続ける職員としており、それらを任用、人事評価、能力開発というプロセスを通じて、職員の能力・成長につなげて求められる職員像の実現につなげるという明確な計画が示されております。

鳥取市では、公務員としての使命を自覚し、自らの能力・意識の向上に努める職員、社会環境の変化を迅速・的確に捉え、積極的に行動する職員、時代の変化を読み取り、常に問題意識を持って課題を発見するとともに、最善の解決方法を見だし、積極的に課題解決へチャレンジをしていくために、多岐にわたる能力や意識が職員に求められております。

若桜町においては、5項目の目指すべき職員像が示され、必要とされる意欲能力は、与えられた仕事をそつなくこなす職員ではなく、常に問題意識を持ち、事務事業を改善できる職員、組織の運営・体質を変革できる職員とあり、地域の実情を知り、専門的な知識を習得し、地域の課題の解決に向けて、住民とともに積極的に取り組むことが求められるとされております。

本町は、他町村と比較しても、住民主体のゼロイチ運動であるとか、百人委員会をながらく展開してきた実績が既にあります。本町の特性を生かした本町で求められる独自の人材育成基本方針、これを広く住民にも公開し、町長を先頭に、職員が一丸となって、今後迎える困難な少子高齢化社会を克服していく必要があ

るのではないかなというふうに考え、既に町長の答弁の中で、内部ではそういった基本方針というのはあるんだよということがありますけれども、これを広く町民に公開する形にしていったらいいのではないかなと思いますが、その辺りも含めて、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 我がまちの人材育成基本方針に職員に求められる能力性を3点定めております。住民感覚を大切にし、住民に信頼され、協働してまちづくりを進めていく姿勢というのが一つ。そして2つ目が、社会の変化に適応する自治体としての政策開発能力、3点、最後ですけれども、人間的魅力にあふれ、チームワークを大切にする姿勢、これがあります。人材育成基本方針に定めていることに沿いまして、常に住民の視点に立って考えることに心がけて、行政と町民が一緒になってつくるまちづくりを目指して、日々の業務を進めている、こういったところであります。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○4番（岡田光弘） 今、町長の答弁の中に、智頭町の定める基本方針について3項目あるんだよというようなお話がありました。これ先ほど言いましたように、これを広く町民にも周知していただきたいと思いますし、議会のほうでも、情報共有ができたらということを思いますので、今後、もしこれを改訂するようなことがあるとすれば、先ほど言いましたような、智頭町の特性に合った人材基本方針であるべきではないかなということを思います。

一人一人の人生に寄り添えるまちという点での言及はあったと思うんですけど、智頭町の地域特性、住民自治がここまで進んできているまちであるという点も踏まえての職員の人材育成の基本方針というのが今後必要になってくるのではないかなということを思いますので、まずは、既に定めてあるのであれば、これを職員の中でどこまで共有されているのかということはあると思いますが、職員の中で共有されているということであれば、これから広く住民にもそういったことであるよということを公開して共有していく、そのために、もし改訂するような点があれば、それも踏まえてということもあろうかと思いますが、住民への公開という観点に関しての町長の所見をお伺いします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほども申したとおり、今あるものをすぐすぐ変えるとい

う考え方はないので、今あるものを住民の皆さんに公開して、じゃあ、これはこれだというような声が出るのであれば、また考えなきゃ駄目だとは思いますが、今の段階では、これを周知するという事に尽きると思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○4番（岡田光弘） 智頭町のまちづくりは、本当に住民と協働という形でこれまで進んでまいりましたので、早くその辺りは住民と共有して、共にいいまちを作り上げていくという方向にベクトルが進んでいくことを期待をいたします。

最後に4項目めですが、職員同士がお互いに高め合って、質の高い行政サービスを実現するために、新たに職場の内部での表彰制度であるとか、あるいは住民側から評価するような表彰制度が創設できないかなという事の提案についてでございます。

本町のような小規模な自治体にとって、職員の存在というものは非常に大きく、地域住民も日頃から頼りにしている存在であります。今年のような大雪であるとか、コロナ対応であるとか、いろんな自然災害に対する対応についても、本当に職員の皆様には大変なご苦労をかけているということで、日々感謝をしております。

その中で、住民一人一人に寄り添い、満足度の高いまちづくりを実現していくためには、職員はなくてはならない重要な存在であるというふうに考えます。よく信賞必罰という言葉があり、ともすると、これは他団体でありますけど、職員の不祥事のほう報道などで取り上げられて、どのような処分があったのかということまでつまびらかになるわけですが、一方で、職員の努力による成果については、今まであまり検証されてくる機会がなかったように感じると思います。職員の日々の成果や努力を、今後、積極的にまちを挙げて検証するような取組があってもいいのではないかなというふうに考えますが、そういった考え方について、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金児英夫） 職員が日頃行っております業務については、個々の考え方で行っているのではなくて、智頭町という組織の中で行っているわけでありまして、個人に対してどうこうという話ではないんじゃないかというふうに思います。ましてや、町民がということになると、ふだん中をあんまりよく理解しておられない町民の皆さんがどういうふうな評価をするのかというのは、

ちょっと疑問に思うところであります。

ただ、中身的な中でのところについては、これまで議員が問われてきた人事評価とか人材育成とか、そういったことに行き着くところだというふうに思っていますので、内部では、先ほど申し上げましたように、信賞必罰という言葉があります。やっぱりそれについて、違法的なことをすれば罰するし、本当に物すごく努力した結果を出せば、それなりの評価をするわけです。ですので、これを住民が表彰するということは、ちょっと筋が違うんだというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○4番（岡田光弘） ここで私が質問した趣旨といいますのは、人事評価、もちろん大事ですけれども、それ以前、財政的な支出を伴わない評価として、職員を褒めて報いる、伸ばすというようなことも必要ではないかなということを思います。

内部評価は、先ほど住民からの評価は難しいということであったり、個人の評価っていうのはなかなか難しいということがあるということもありましたけど、以前、私の記憶では、鳥取県の鳥取県警ですね。地域で活躍する巡査長などを県民の警察官として表彰するような制度、事例があったように記憶をしています。本町でも、まちのために、地域のために日夜活躍してくれている職員がいることは、住民にとって大きなことだというふうに思います。

本町には、まちづくりに功績のあった個人、団体が、毎年、町の表彰式という形で表彰される制度がありますが、今後、逆に住民が行政の組織を表彰するような制度をつくり、表彰のあった個人でなかったとしても、それが部、課、所属課であってもいいと思いますが、そういったことを広報誌などで広く周知するような試みがあってもよいのではないかなというふうな、これは可能性も含めてでありますけれども、その辺りについて、もう一度町長の所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 基本的には、公務員という位置づけは、して当たり前なんだという感覚の職員なわけです。全体の奉仕者ということは、自治法の中でもうたってあるわけですよ。ですから、それはして当たり前であって、表彰を町民から受けるという立場ではないということだけはやっぱり理解してほしいなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○４番（岡田光弘）　　ここの辺りは、考え方、して当たり前ということはあると思うんですけども、これは自発的に町民がやってもいいのかなということだと思います。

今回、私の質問は、人材についての一般質問をさせていただきました。人は城という言葉があります。これは、戦国武将の武田信玄の言葉で、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵と続く格言であります。立派な城を築くよりも、国を支えるのは人だから、人を大切にしようという格言でもあります。まさに今後の困難な時代を克服して、持続可能なまちを作り上げていくのは、住民と共に町長をはじめとする職員の皆様のリーダーシップによるところが大きいのではないかなということだと思います。

今後、住民の皆様との協働により、智頭町が小さくとも持続可能で住民満足度の高いきらりと光る自治体となれるように期待をいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（谷口雅人）　　以上で、岡田光弘議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩　午前１１時００分

再 開　午前１１時１５分

○議長（谷口雅人）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、波多恵理子議員の質問を許します。

８番、波多恵理子議員。

○８番（波多恵理子）　　議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問を行います。

今回は、認知症施策についてお尋ねします。

令和５年６月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、令和６年１月に施行されました。この基本法は、認知症の本人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の本人も含めた国民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格特性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

世界で最も高齢化が進んでいる日本で、令和７年、まさに本年、６５歳以上の５人に１人、約７３０万人が認知症になると推計されています。誰がなってもお

かしくないという状況にあり、認知症の人にとって生きやすい社会にすることは、早速に対応すべき課題です。智頭町の高齢化率は、令和5年2月時点で45.6%、全国平均の29.3%と比較して非常に高く、令和22年には、高齢者の割合が全体の半数を超える状況となります。

認知症の人は、記憶障害、認知障害などから、日常生活に支障を来し、周りとの関係が損なわれることがしばしば起こりますが、周囲の理解とちょっとした手助けがあれば、穏やかに住み慣れた地域で暮らしていくことは可能とされています。

本町は、これまでも認知症予防をはじめ、認知症サポーター養成講座、オレンジカフェ、脳の健康教室など、各機関と連携し、早期から力を入れた対策に取り組んできました。しかしながら、認知症の問題や課題は、その本人と家族だけで抱えてしまい、地域づくりの課題と切り離されて考えられがちというのが現状と聞きます。認知症になっても個人として尊重され、住み慣れた地域で人とつながりながら希望を持ち、自分らしく暮らし続けられる新しい認知症観に基づいた施策が必要であり、今後は、法案の基本理念にある認知症の人の意見を聞く体制の構築と社会参加の確保、家族支援の充実や町民全体に対する理解増進施策が非常に大切であると考えます。

町長も、昨日の当初予算編成に当たっての基本姿勢の中で、重点政策の一つに、智頭町ならではの自然やつながりで健康長寿な暮らしを挙げられ、増加する認知症への対策として、認知症総合支援事業を推進すると述べられました。以下の私の質問が、認知症総合支援事業の推進の一助になればと考えます。

ここで最初の質問をいたします。

認知症施策推進計画の策定については、市町村は、基本計画を基にしつつ、認知症の人及び家族などの意見を聞き、地域の実情に合った市町村計画を作成する努力義務があるとされています。今後の予定についてお尋ねします。

以下は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金児英夫） 波多議員の質問です。認知症施策推進基本計画の策定についてということでの質問にお答えしたいというふうに思います。

認知症施策推進基本計画の策定につきましては、先ほど言われましたように、努力義務ということであります。認知症になっても、住み慣れた地域で自分らし

く暮らし続けるために必要な計画であるというふうに認識しておりますので、次期、第10期高齢者福祉計画・介護保険計画の策定の中で検討したいなというふうに考えております。

しかしながら、認知症施策推進基本計画の策定には、策定委員の中に認知症当事者の方に入っていただくということが必要で、そのためには、新しい認知症観を広く住民に承知し、理解していただくことは重要になります。ですので、まずはそちらから取り組んでいけたらなというふうに思います。

ちなみに、波多議員も言われましたけども、新しい認知症観、私もあまりよく知らなかったんですけども、認知症になったら何もできなくなるということではなくて、認知症になってからでも、一人一人が個人としてできることを、こういったことをやりたいことがあって、住み慣れた地域で、仲間などつながりながら、希望を持って暮らして生き続けることができるというような考え方を新しい認知症観ということですので、そういったことを踏まえたやり方ができればなというふうに思っております。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 町長から、策定について、第10期福祉計画に盛り込んでいき、そのために認知症の方々と委員をつくるとお答えをいただきました。

しかしながら、既に鳥取市では、認知症になってからも自分らしく暮らせるまちづくりを目指す鳥取市認知症施策推進計画の素案をまとめ、本年度中に計画策定を目指し、認知症になっても安心できる環境づくりのための取組を推進することです。

高齢化率が高く、認知症になる確率も高い本町においては、少しでも早く取り組む課題であると考えます。認知症は、早期に発見できると治療に大変効果的で、新しい認知症観を少しでも早く普及することにより、偏見がなくなり、早期発見につながります。できたら、本年度中の計画策定を検討していただきたいと考えますが、改めて町長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） ただいま申し上げたとおりですので、ここでしてください、はいしますというような話ではないというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 分かりました。第9期、第10期総合福祉計画策定の中

にしっかりと盛り込んでいただくために、今からできることを始めていただきたいと思います。

次の質問です。

認知症施策推進計画の策定において、認知症の人や家族などの意見を聞くことが重要な要素とされています。新オレンジプランができた2015年以降、本人の視点重視が施策の重要な柱として位置づけられましたが、認知症の人の意見を聞く体制の構築をどのように行うのか、お考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 認知症の人の意見を聞く体制と言われましたけども、これまで既に何回も説明させてもらっていると思います。認知症の人の意見を聞く体制としましては、既に地域包括支援センターに認知症地域支援推進員をはじめとして、認知症に対する専門の研修を受けた保健師等の専門職を配置をしております。ですから、常に意見を聞く、また相談を受ける体制は出来上がっております。

今後も、窓口にいらっしゃいました方だけでなく、病院、民生委員、それから社会福祉協議会、認知症サポーター等々からの情報を基にして、訪問をしたら意見を知るとか、そういった本人に寄り添った支援を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 認知症基本法は、改正障害者基本法と同様に、多くの当事者や家族の思いが込められた法律です。鳥取の若年性アルツハイマー病の当事者である藤田和子さんをはじめとした全国の認知症の方々が声を上げ、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を合い言葉に、関係者の方々と基本法の制定に向けて活動をされてきました。

藤田和子さんも参加されている認知症本人のワーキンググループの皆様が、一足先に認知症になった方々の声を集め、本人にとってのよりよい暮らしガイドもつくられています。今後は、智頭町社会福祉協議会など、先ほど町長がおっしゃったように、本人の声を集めた上、記録、蓄積し、それを基にした話合いの機会をつくり、事業や取組を生かしていく考え方はいかがでしょう。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 質問の意図がちょっと分かりにくかったんで、もう一回お

願えますか。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 声を拾う、声を聞くということをやってきたとおっしゃいました。ただ、その声を集めて、例えば、本人ガイドというのを作られておられて、それは、一足先に認知症になられた方々が、後からなられた方々が不安にならないように、こうだよという本音の言葉を集められた本で、認知症になられて不安な方々に対しても力になる本であったり、こうだよという施策じゃなくて、こうしてほしいんだという言葉を、認知症の方々が直接に話された言葉を施策に生かしていくということが今後はすごく重要だということを聞いています。その点について、町長にお尋ねしています。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本に書いてあるとかなんとかではなくて、先ほど言いました、いわゆる認知症の人の意見を聞く、話を聞く、それから家族の話を聞く、それに応じてどうやっていくのかということを、やっぱりする部署があるわけですよ、分かりますか。だから、そういった中で、じゃあ、認知症の度合いに応じて対応も違ってくるわけですよ、そういうことでしょう。何か議員が言われている質問の意図が私に全然入ってこないんで、答えをどういうふうに答えていいか分かりませんので、今どうでしょうかと言われても答えに窮してしまっていて、もっと具体的に分かりやすく質問してもらえれば、それに応じた答えができますので、これを理解できないのは私だけですか。何かよく分かりませんが、もう少し分かりやすく質問してもらえませんか。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 分かりやすくかどうか分からないんですけど、すみません、言葉足らずで。今までの認知症の施策の中には、本人の方々の声が活かされていなかったというのがあって、今、新しい認知症基本法というのができています。活かされていないというか、本当はできるのにされてしまったとか、今までは、こうであろうという施策をされていたんですけども、この新しい認知症の方々が、本人が声を上げられだしてできた基本法が、自分たちの声を施策に活かしてほしいというところだったんです。それでも多分、町長に理解いただけないのであれば、時間のこともありますので、次の質問に移らせていただきます。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 全国的な話であるとか、その法ができた前提は、今議員の言われたとおりかも知れませんが、私が答弁したのは、智頭町の中での認知症の対応ということを述べさせていただきました。ですので、全国的によその自治体に対しての認知症の対応ということじゃなくて、智頭町の認知症の方々に対して、智頭町の窓口がどういう話をしてきたのか、どういう対応をしてきたのか、これが大事なんではないかと思います。

全国のどこかの自治体の話をここでされても、私は、それに対しての対応の仕方というのは、ここでは述べることはできませんので、智頭町の認知症の方々が、こんな問題を抱えているんだ、こんな対応がまずかったんだというようなことがもしあるようでしたら、そういったことをどんどん言ってもらえれば、それに対する対応をこれからしていきたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） ありがとうございます。答弁いただきました。

3番目の質問に移ります。

第9期智頭町高齢者福祉計画・介護保険計画の中で、認知症カフェや介護家族の会等の本人や家族を支援する取組について、強化・推進を図るとありますが、どのように強化・推進されるのか、具体的にお答えください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） その取組の強化・推進をどのように行うのかということがあります。認知症カフェや介護者家族の会をはじめ、脳健康教室、介護予防教室などの教室、また介護保険サービス内の事業など、多岐にわたって推進してきたところでございます。これらの事業を強化するためには、先ほども申しましたが、まずは、住民の皆さんに新しい認知症観を正しく知ってもらい、これが大事だというふうに思います。その上で、こういった事業がある、こういった集まりがあるということをやっぱり知っていただいて、そういったことを周知してもらい、ということは大変ではないかなというふうに思います。

本人、家族の悩み、希望を話せる場所は専門機関だけではなくて、地域の中でも語り合える環境、雰囲気づくり、そして、その希望を実現できる仕組みづくりが重要だというふうに考えています。ですので、認知症であるということを普通のこととして捉えて、認知症に対する偏見をなくしていけるように、今後も広く周知啓発を行っていきたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 町長がおっしゃったように、新しい認知症観の周知が本当に一番大切だと私も考えます。

私は、今回、認知症カフェ、介護者家族の会に参加をし、実際にそのご家庭に行き、お話を伺ってきました。特に介護者家族の会では、働きながら旦那さんの介護をしている方、自ら病気を抱えながら奥さんの介護をされている方のご苦勞を伺いました。

オレンジカフェの参加者は年々増加していますが、介護者家族の会への参加者がとても少ないとのこと。令和6年は、年間で15名の参加にとどまっています。介護のストレスや不安を抱えている方はとても多いと聞きます。参加された方の意見として、この会に出て、いろんなアドバイスをもらい、自分の時間が作れるようになった。また、介護者の会はあるのは知っていたけど、母がいない時間まで介護のことを全く考えたくなかった。母が施設に入って、この会に参加するようになった。一番つらいときにこの会に出会っていたらと思うなどが上がっています。

仕事を持っておられる家族の方は、なかなか平日に出席しにくかったり、月1回の開催なので、なかなか日程修正がしづらいことも考えられます。新しい形、新しい会の運営であったり、日時を増やすなどの工夫も必要かと考えますが、この点について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 何か、とうとうとずっと述べられて、急にどう思われますかと言われても、ちょっと返答に困るんですけども、具体的に質問の中身をはっきりしてほしいと思います。どこかの家族のこんな意見がありましたということではなくて、波多議員が私に何を問いたいのか、智頭町の政策として何がしてほしいのかというような思いをぶつけてもらわなければ、私としても、どう思われますかというようなことで言われても答弁に困りますので、もうちょっと具体的な質問を投げかけてほしいなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 介護者家族の会というのは、出られた方は、本当に満足というか、よかったとおっしゃいます。ただ、月に1回の開催であり、平日の開催なので、本当に出たい方が出にくい状況にあると聞いています。やはり行政の

人たちの大変さも分かりますが、本当に必要な人に必要な会に出にくい状態に今あると私は感じているので、その点の変更であったり、工夫であったり、介護者家族の方の会に参加して、例えばケアパス、認知症になった家族の方たちのガイドみたいなのを見たとしても、それは直接に個々に合うようなものではないので、介護者家族の会に出て実際に聞くことによって、介護が楽になったということを経験をしたので、その点の工夫はどうでしょうと町長にお尋ねしましたが、いかがでしょう。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今、波多議員の問われたことは、先ほど私が答えた中身ではないかなというふうに思います。基本的には、介護者家族の会であるとか、いろんな会の中でも、そういう納得できなかった、満足できなかったということがあったんなら、どうでしょうかと言われても、それは個々の考え方があるわけです。ですので、まず新しい認知症観とかいろんなことを知ってもらい、それから、本人や家族の悩みを聞けるような、そういう場所をつくる、機関をつくる、そういったのも必要ですけども、そういったことが話し合える場所なり、雰囲気をつくると、私、先ほど答えたでしょう。それがそこではないかなと思うんですけども、何か私の答えに合わせたような介護者家族会議に出たけども、私は納得いかないみたいなことを言われますけども、でも、やっぱり納得いかなかった部分を、じゃあ、そこでは変えようとする。それから変えられなかったら、なぜ変えられなかったのかとか、主催をされた方にその意見を述べるとか、やっぱりそういったことも必要ではないのかなというふうには思いますけども、いかがですか。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） すみません。私も町長がおっしゃっていることがちょっと理解できる能力がなくて、でも、そういう機会をたくさんつくってくださっているというのは理解しました。ただ、新しい認知症観というのは、本当に普及させていくことで、今後、誰でも認知症や介護者になる可能性がある中で、認知症になっても大丈夫、そんな社会をつくっていくために、新しい認知症観をみんなで学んでいく必要があると考えています。

認知症観を増やすための方策の一つとして、次に、4番目の質問を行います。

智頭町では、フレイル予防の知識は、関係者の皆様の努力で、かなりの数の町民に浸透してきていると思います。フレイル予防サポーターと認知症サポーター

は密接に関連しており、両方の知識を持った人が増えて活躍してくださることは、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現にとり、とても有効と考えます。フレイルサポーターの方にも認知症サポーターの方にも、新しい認知症観に基づく、認知症サポーター養成講座を再度受講してもらってはどうかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金児英夫） フレイルサポーターに認知症サポーターになってもらいたいという思いでしょうけども、それは、フレイル予防サポーターの方々のいろいろな思いがありますんで、まちのほうからしてくださいねとか、なりなさいねとかいう話ではないと思います。ただ、そういったことはどうですかという紹介だけはできると思います。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするとあります。令和6年は36名が受講されていますが、さらに期待される活動として、オレンジカフェの開催、または認知症の人や、その家族を対象とするサロンの開催または参加、通所施設や入居施設等の行事協力などがあり、今後は、認知症の本人の声を聞く、本人ミーティング開催への協力や誘い、同行も今まで以上に期待される活動となります。

現在、認知症サポーターとして積極的に活動されている方もあります。ほのぼので行われている脳トレの会で、ボランティアとして参加されている2名のサポーターさんの姿をたまたま見かけました。ボランティアの方も参加者の方も、とても楽しそうにされていたのが印象的でした。

そして、その会の参加者は増えて、週1回が週2回になったと聞きました。認知症予防の早期発見にとっても大変喜ばしいことだと思います。認知症サポーターの方にも、次の段階にステップアップ講座の実施も含め、活躍の場を広げていく仕組みづくりも大切と考えますが、この点について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金児英夫） 早口で、ぼんとしやべられますんで、何を聞かれたのかよく分かりませんが、認知症サポーターの件については、認知症自体に正しく

理解して、偏見を持たずに、認知症の人や家族に対して温かい目で接することが主な役割であるんだろうというふうに思います。やっぱり認知症サポーター自体、なるべく多くの人になっていただいて、他人事として無関心でいるのではなくて、自分の問題である、自分の家族の問題であるというような思いを持ったそういった方々が、住民一人一人でも多くなって、そういったお互いがお互いのことを寄り添えるまちになってもらえればなど、これは、私は認知症のことだけではなくて、全てのことにに関して、そういう考えを持ってまちづくりができればというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 新しい認知症の考えを持ったサポーターの方々が増え、活躍してくださることを期待しています。

また、関連し過ぎておしかりを受けそうな質問ですが、5つ目の質問に入ります。

企業、商店街などに商工会を通じて声かけをしたり、婦人会、公民館など各種団体、町報などで、一般町民にも広く情報提供を行い、新しい認知症サポーター養成講座の拡充を行ってどうかと思います。様々な立場の人が認知症に対する理解を持つことは、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現に至り、大切なことだと考えます。この点について、町長はどのようなお考えでしょう。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 認知症サポーターの活動には、金融機関、それからスーパーマーケット、コンビニ、こういったことをはじめとした商店、交通機関など、生活に密着した場所での適宜な対応、また、役場及び関係機関との連携ということがあります。そういった意味で、これまでも商工会をはじめとして、企業等に協力をお願いしてきたところでありますけども、今後もより広く連携して周知するとともに、住民に対しても、広報、告知端末等でお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 広く皆様が認知症に関して知識を持ってくださることを期待します。

次に、6番目の質問は、教育長にお尋ねします。

認知症キッズサポーター養成講座が各地で開かれています。人格形成の重要な

時期である小中学生が、認知症の症状や接し方などの基本的知識を学ぶことは、様々な観点で大変重要です。智頭町においても、小学校、中学校の人権教育の場などに取り入れてはどうかと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 田中教育長。

○教育長（田中 靖） 波多議員のご質問にお答えします。

まず、数えきれないほどの〇〇教育があるんです。以前もこの場でお話ししたと思います。今日的な課題、それから様々な教育課題、全てを学校教育で行うことというのは現実的に不可能です。各学校の児童生徒の実態を基にして、その検討の上、教育課程に位置づけて実施すべきものについて、取り組むことを前提にしてお答えしたいと思います。

まず、児童生徒は、高齢者の方と交流する機会を通して、高齢者に対する感謝の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から様々な生きた知識や生き方などを学んでいます。これは既にやっていることです。そして、先ほどの新しい認知症観に基づいて、誰もがなり得ることを前提に地域で生活する児童生徒にとっても、理解を進めていくことが重要だと私も考えます。

現在、総合的な学習の時間などで実施している福祉の学習の中で、また、先ほど言われた人権教育として、県が実施している認知症サポーター養成講座等を利用することについても、働きかけはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 大変、教育課程のいっぱいいっぱいのスケジュールの中、少しでも新しい認知症観を持った子どもたちが何らかの形で学び、認知症の知識を得た子どもたちが、知識だけではなく、相手の気持ちを思いやり、家庭や地域の中で当たり前のように認知症の方と接することができることを期待します。今後も教育長をはじめ、教育委員の方々にも働きかけていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問に入ります。

地域全体で認知症の方とその家族を見守り、支えていくためのネットワークづくりの第一歩として、町民一人一人が認知症に対する理解を深めることが大切と考えます。具体的な取組について、再度、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金兒英夫） 住民一人一人が認知症に対する理解を深めるということを主眼に置いて、昨年度実施した福祉のまちづくり推進フォーラムで、これは96名の参加がありました。そして、今年度は映画のオレンジ・ランプの上映、これは108名の参加がありましたということをやってきております。

また、各種健康教室に加えまして、住民主体の集いの場でもあるミニデイ、サロンなどで啓発を行っておりまして、今後も、住民一人一人が自分のこととして考えていけるような、そういった機会をつくっていきたいというふうに考えています。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 様々な機会を捉え、今までも認知症サポーターや職員の方が認知症に基づいた知識の普及に努めていただいています。あわせて、町報での啓発、昨年3月に行われた認知症に関するフォーラムには私も参加させていただきました。今後、さらにこのような活動を増やしていただきたいと希望します。

認知症の人が生き生きと活動している姿が、認知症に関する物の見方を変えるきっかけともなり、また、多くの認知症の人に希望を与えるものであると考えられます。認知症の人ができないことを様々な工夫で補いつつ、できることを生かして、希望や生きがいを持って暮らしている姿は、認知症の診断を受けた後の生活への安心感を与え、早期に診断を受ける効果があると考えられます。

今後は、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点からも、地域で暮らす認知症の人、本人とともに普及啓発を進め、認知症の人、本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らしていくことができる姿勢を積極的に発信していく体制づくりを推し進めていただきたいと考えます。認知症になっても大丈夫、そう誰もが思えるまちづくりを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（谷口雅人） 以上で、波多恵理子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口翔馬議員の質問を許します。

7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） 議長の許可をいただきましたので、質問をいたします。

まず先だちまして、本町の人口減少は急激に進んでおり、歯止めがかからない状況であります。この人口減少をどうにか食い止めるべく、本智頭町議会では、まちの最も重要な課題として、全員協議会で協議を重ねているところでございます。そして、令和6年度の議会報告会では、人口減少について、これからの智頭町をみんなで考えるという題材で、町民の方と智頭町の人口減少対策の取組と問題点について意見交換も行い、その町民さんの意見も参考にさせていただいて、質問1であります、人口減少対策については、議会代表として質問をさせていただきたいと思いますので、前向きに考えていただきたいと思います。

それでは、通告に従って質問をいたします。

ゆめが丘について、令和6年7月議会の一般質問町長答弁として、残りの2棟が完成するまでに、あの辺りの区割りなり、インフラ整備なりひっくるめて考えてみたいといただいておりますが、予定していた10棟が今年度完成する中で、ゆめが丘の今後の展望をどのように考えているのか、町長のご所見を伺います。

以下は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 谷口議員からの質問にお答えします。

谷口議員からは、定住促進住宅の整備とか、ゆめが丘の活用についての質問、過去にも何度かいただいているところではありますけども、改めて、現状と今後の展望についてお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、定住促進住宅ですけども、先ほど言われましたとおり、整備の2棟が間もなく完成するという事で、私が当初掲げていた10棟ということが何とか完成する運びになりました。これで一段落というふうには考えています。

と申しますのも、昨年度に整備した3棟、これは1次募集では埋まらずに、2次募集に至ったというような経緯があります。そして、そうは言いながら、埋まっているわけですから、これについては、現在整備中の2棟についても、幾分かの心配といいますか、憂慮する部分があるんですけども、これは入居資格や条件のハードル、こういったことに起因するのかもしれませんが、この辺も考えて、これからほかの施策にもやっぱり応用していかなければいけないのかなというふうに思います。

ただ、そういったことも踏まえて、残りのゆめが丘の土地であるとか、それか

ら、ほかの場所での町有地の部分、こういったものについても、無償譲渡を行った上でのやり方がいいのか、それから、それぞれのライフスタイルに合った建築住宅の支援がいいのか、整備したやり方は個々がいいのか、集合住宅がいいのかとか、そういったことも踏まえて、ちょっと考えてみるというのも一つの考え方なのかというふうに思います。

それにしても、これからのゆめが丘のほかのところについても、インフラの整備というのが大前提になってきますんで、それによって、私としては、あそこは無償譲渡で、区割りは既にしてにしておりますので、そういうことができればとは思いますが、ただ、先ほど言ったように、土地は空いているよ、どうぞと言っても埋まってくれるのかどうかということも、ちょっとニーズ調査的なものは要るのかも分かりませんが、その辺も踏まえて、実際、先ほど冒頭に議員が、そういった特別委員会みたいなものを開いてということで、代表質問的なことで拍手ももらっていましたので、そういったものを踏まえて、意見を聞かせてもらいながらやっていきたいなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 町長答弁として、無償譲渡にするのか、それとも、様々な支援として、あそこの残りの活用をしていくのか考えていつている段階だというふうに受け取りました。私も、住んでいる方に同世代もおりますので、話を聞いてみますと、やはり制度的には好評で、本当にうれしい。低額で、そして自分の持ち物になると、すごく喜んでおりました。しかしながらその反面、子どもの通学に不安がある。また、集合住宅化すれば、もっとあそこのゆめが丘も活気が出るのではないかなという話も住んでいる方がされておりました。ですので、まず定住促進用地として、ゆめが丘にあれだけの広い土地がありますので、集合住宅化を本町として目指していくのか、その辺りについて、町長の所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほどもお答えしたとおり、一応、現在の形といいますか、スタイルというのは、ひと区切りなんだろうというふうに思っています。実際、集合住宅化と言われますけども、誰が住むのかということもあるんです。まちが直営ですもの、いや、民間が入ってくれるのということがありますが、やっぱりその辺のところも踏まえて、集合住宅で決定ということになれば、まちがせざるを得ないということになるのかもしれない。そうすると、また、まちが町営

住宅ということで運営していくのということになってくると、また、それはそれでいろんな弊害が生まれてくるのではないかというふうに思ってみたりはします。

ですので、集合住宅という格好、例えば100歩取ったとして、これまでの集合住宅、町営住宅でも県営住宅でも、ついの住みかとなる可能性というか、確率が結構高いんですよ。これまでの集合住宅的な考え方の根本と言え、独り立ちできるまで、例えば、個人の家を建てる、そういった金が貯まるまでとか、生活が安定するまでとか、そういった中での、そういった集合住宅的な、仮住まい的な考え方が一つ。それから、実際、ついの住みかとして永久にそこに住み続けるという方もいらっしゃいます。でも本来、集合住宅の目的というのはそうじゃなくて、やっぱりある程度自立するまでの仮の住まいなんだという思いが私はしているわけです。ですので、そういった考え方をいかにして継続していくかということもあるんだろうと思います。それをまちがするの、じゃあ、今の県営住宅じゃ駄目なのとか、ゆめが丘が場所として全てなのとか、いろんなやっぱり条件があるんで、その辺のところも踏まえて、集合住宅ということについては、やっぱり熟考していかなければならないのかなというふうには思います。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 町有地として、これからの使い用途というのは、もう本当様々な可能性があるかと私も思っております。やはり八頭町であったり、鳥取市であったり、その造成地にすごい若者が家をそこに買って建てているという現状もあるので、集合住宅地とすることによって、人が集まってくるのかなというのも、一つの提案としてありますので、まちとしても、やはりあそこを定住促進ということで10棟、今現在建てておりますので、そういう方向性で私は行ってほしいなというふうに思っております。

そして、質問の冒頭にも言いましたが、令和6年度の議会報告会の中で、これからの智頭町をみんなで考えるという題材で、町民の方と、この智頭町の人口減少の取組と問題点について意見交換をしました。その意見の中で、やはりこの智頭町の町なかには土地が高いんだと。そういうことで、探して八頭に出たり、鳥取市に出たりということもあるんじゃないかというふうに町民の方からも聞きました。実際、私もその周りといいますか、というのも探して出ていってしまっている現状もここで何回も言わせてもらっていると思います。なぜなのかなと思って調べましたら、やはりその土地を買うサイトでちょっと調べさせていただいたん

ですけど、やはり同等のそういう立地条件等でも、安いところっていっぱいあります。この智頭町だけじゃなく、鳥取市で探した場合とか。そういうことで、やはり出ていってしまうのかなというのを調べながら実感したところでございます。

というので、やはり土地を探している人というのは結構いまして、実際、肌感覚ですけど、本町も新築を建てている方というのは、結構多いのかなというふうには思っております。ですので、町長も無償譲渡にするのか、それとも、あの跡地をほかの支援にするのかというのを今迷っているっていうのがありましたので、議会で話し合って、ここは無償譲渡にするべきじゃないかというふうにも話が出まして、これはじゃあ行ってみようということで、私が今回代表として言わせていただきたいと思います。

やはり土地を探していて、高くてやっぱり出てしまうということは、やはり何かどっかさみしい部分もありますので、あんだけの広い土地がありますので、分譲地にして無償譲渡をすることによって、あそこに若者がどんどん集まってくるのではないかなというふうに私は思っておりますが、この無償譲渡というこのご提案について、町長の考えを再度になると思いますが、お聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） あそこの造成をするときに、そもそも私が町長になる前の考え方としては、区割りをして無償譲渡にというのが一番の考えでした。ただ、無償譲渡と言いながら、なかなかそうそうどんどん入ってくるのではない、そういう状況にならないのではないかなという思いがあったりして、一つの方策として、まちが建てて貸して、何年間たったら、そのまま所有権を移転するんだよと、今の形を一つ思いついたわけです。ただ、どれもこれもということではないんですけども、先ほど冒頭にも言いましたけども、あそこをきちんとそういったことで、無償譲渡であろうが何であろうが、まちから話して、任意の方々に取得してもらってということになれば、道路、それから上下水道、こういったものを完備して、さあどうぞという体制を取らなきゃいけないということがあります。

ですので、今回、よっしゃ無償譲渡しますよと決定するにしても、そこのインフラの整備というものをまず第一に考えてからということになりますので、しばらくは待ついただければならないというふうには思います。ですので、今日はここでそうしますという言葉では言えませんが、そういう思いを持って、これからちょっと再度前向きに検討していけたらなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 再度前向きにという言葉が出ましたので、ぜひとも進んでいっていただきたいと思います。というのが、やはり先ほども言いましたが、新築が建ってきている現状も確かにありますし、やっぱり新築を建てるとなれば、本町に住むんだという相当の覚悟が要ることだと。家を建てるということは、やはりこのまちに対して、相当の覚悟を持って家を建てているということだと思いますので、すごく定住につながるのではないかなというふうに思います。

そして、京橋の近くに本町が無償譲渡して2棟建ったという実績もございますので、人口減少を抑えるためにも、町長答弁で前向きにという言葉が出ましたので、しっかり検討していただいて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

先ほども言いましたが、ゆめが丘に住んでいる方にお話を聞くと、子どもの通学に不安があるということをお聞きしました。現に保護者の方が学校に通学するのに、子どもを下の久志谷まで送っている現状もございます。ゆめが丘の通学利便性向上のためにも、スクールバスの路線変更が必要ではないかと感じますが、教育長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 田中教育長。

○教育長（田中 靖） 谷口議員の質問にお答えします。

現在、スクールバスの運行業務については、議員もご承知のとおり、智頭地区以外の地区を対象に運行業務を行っております。また、小学校が1校に統合する年の前年度に小学校の保護者会との話し合いを行い、その当時のすぎっ子バスの運行行程、または、その路線ですね。そこを行うということを決定して、現在に至っておるということ、そこはご存じだというふうに思っております。

現在の議員のおっしゃるスクールバスの路線変更についてですが、前向きというふうに言われましたが、現状を考えたときに、智頭区以外でも、ゆめが丘と通学距離が同じような集落、また、ゆめが丘より通学距離が長い集落もあります。そういうことで、公平性に欠けるというふうに今は思っているところです。そういうことから、路線変更については、現在のところは考えていないというところです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 教育長から答弁いただきましたが、私が思うに、子どもの

通学というのは、親からしたら、定住の観点から見るとすごく重要なポイントであると思っております。直近の話で、世帯持ちの方が、本町を転出するという話をお聞きしました。それはどうして転出するのかなというふうにお聞きしましたら、子どもの通学に関して不便があるから、進学を機に出て、転出しようということで、されるそうです。

というのが、私が聞いたのは1世帯の方なんですけど、まだまだいるというふうにもお聞きしております。ですので、この定住の観点から見ると、子どもの通学の不便さというのはしっかり改善していかないと、この人口減少を抑えるのにも重要なポイントではないかなというふうに思っております。教育長がおっしゃいましたが、公平性の問題というのはあると思いますが、そこを考慮して考えて、町民に寄り添っていかなければ、やはり先ほども言いましたが、この人口減少を抑える、食い止めるのは難しいのかなというふうには思っております。

そして、私、一度ゆめが丘から久志谷に行くまでの距離というのを、ちょっとどうなのかなと思って、実際に歩いてみました。歩いてみると、やはり最初は左の歩道を歩いていくんですけど、途中、右の歩道に変わる箇所があるんですよね。そういったときに、下から上がってくる車というのが、本当にカーブになっていて見通しがすごく悪いと。そして、横断歩道もあそこにはないというところで、子どもだけで行かせたらちょっと危険なのかなというのも、歩いてみて実感したところでございます。

そして、この冬の時期というのは、5時過ぎたらもう暗くなっていて、本当にあそこも街灯が少ないですし、そういう部分に関しても、親からしたら、自分の子どもをあそこを歩かそうと思ったら、本当に危険だなというふうに思っております。そういうのも親は考慮して、町長がおっしゃいました2次募集でやっと見つかったと。そこのゆめが丘に住むという基準というのも、ここで変わってくるのではないかなと、実際に歩いてみてちょっと感じたところでございます。

やはり、歩いて子どもだけを行かせて危険というところも考慮してもらえないかと思いますが、教育長、ちょっとそこの安全性、子どもの安全性、そして、定住の観点から見て感じるところをお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 田中教育長。

○教育長（田中 靖） その定住のところで通学路がネックになっている。確かにそれもあるかもしれないですけど、そこを私も通ってみました。一体どうなっ

ているのか、それも雪の中もちょっと通ってみたところ、ただ、そこを通すとなりますと、今度はさらに少子化、それから、この後も家がなくなるのではないだろうかと思われるような町内の集落がたくさんありまして、そこにもバスを通す必要が出てくると思います。そこら辺のところも考えないと、なかなか難しいのではないかなというふうに思っています。

それから、先ほどの通学路の危険といいますか、この歩道の問題であるとか、それから街灯の問題であるとか、そういうことについては、これ常に通学路の点検というものをやっておるところで、それについては、例えば県に要請したり、それから、その管理者に要請していくということがあろうかと思いますが、そこら辺は、今後前向きに考えていきたいというふうに思いますが、それからもう一つ、バスを通すことになると、これはゆめが丘だけの方の希望だけではなくて、それまでの経緯があります。スクールバスをどこを通していくかとなると、町内の皆さんの同意も得る必要が出てくるのではないだろうかというふうに思っておりますので、そこら辺もしっかり考えた上で、私のほうが、はいとかっていうことにならんというふうに思っていますので、そこをまず丁寧にしていきたい。

それから、本当に困っていらっしゃる人も、実際このゆめが丘以外にも、保護者さんが本当に道路のところとか、あの大きな道路のところまで連れて行って、帰ってくださる人たくさんいらっしゃるわけです。そういうことも含めながら考えていく必要があろうかというふうに思っていますので、ここで私も先ほどの町長と同じように、こうしますというふうにちょっと言えないというのが現状でございます。でも、私もこの仕事に就いてすぐに、ちょっと町内のいろいろなところを回ったときに、何とかならんかなというのを思ったのは事実です。でもそれは、いろんなことを考えたときに、今言っているとおりということですので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 私も今回のこの一般質問というのは、議会代表としていますので、一步も引けない立場にいますので、さらに追及させていただきたいんですけど、やはり公平性に欠けるというのは、確かにその公平性という観点から見るとそうなのかもしれないんですけど、やはり人口減少を抑えるため、通学、このゆめが丘だけではなく、そういういろんな箇所もあるんだろうと思います。そ

ういうところもやはり考慮するべきだと私も、教育長も今さっきおっしゃったように、これから考えていくべき問題だとも思っておりますし、あそこのゆめが丘というのは、定住促進として、まちが出しています。それで子どもがいる家庭というのが、あそこに住んでいます。これからも、そういう整備して無償譲渡となれば、そこにこれから新築を建てる若い世代等もどんどん増えてくるとも思われます。ですので、あそこ一帯に若い子ども、通学という観点から見ても、そこがすごく多くなるのではないかなというふうにも思っております。

ですので、まず、ゆめが丘を最初にモデルケースとしていって、そして、あとはどこがどうなのかというのも精査する必要性もあると思うので、ここは一度持ち帰っていただいて、この通学という観点、本当に親からしたら、本当に不安なところになってきますので、教育委員会としても、そこはどうかというのをもう一回精査していただいて、話し合っていたきたいなというふうに思っておりますが、再度持ち帰って検討していただくことは可能かどうか、教育長、考えをお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 田中教育長。

○教育長（田中 靖） 実を言いますと、この一般質問を受けたときに、事務局としてしっかり議論しました。それから現地も歩いてみました。いろんなことを考えたときに、今の結論に至ったということでございます。本当に公平性ということはある。私は大事にしたいというふうに思っているところです。ただ、智頭町が、そこを目玉にして、今、そこには子育て世帯が7件いらっしゃるということも把握しております。ですけど、今後どういうふうにしていくかというのは、教育委員会だけの問題ではないというふうに思っておりますので、そこも含めながら考えていく必要があらうかと思います。

現在のところは、私の意見を変える予定はございませんけれど、そういうふうに、これからまた町民の皆さんとまた考えていくことが必要かなというふうに思っています。今日はここまでにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） やはり、この公平性というのは同意をしてもらえれば、この公平性というの打策というか、取っ払うことができると思うので、まずは協議していただいて、そして、保護者の方、町民の方に1回諮ってもらって、同

意してもらえれば、その線も、今ある壁も取っ払うこともできると思いますので、教育長、この一般質問が全部ではないので、また委員会等で、これは議会代表としてさせていただいていますので、委員会でも同僚議員のほうから追及のほうに来るかもしれませんので、これから本当にこの人口減少を抑えるためには、協議していかないといけない項目ではあると思うので、そこはしっかりしていただきたいと思います。

そして、町長、この町長答弁の中でも、実際あそこを分譲地にして、集合住宅化するとなれば、あそこは埋まるのかなという不安もあるというふうにおっしゃってありました。というのも、そこをスクールバスを通すことによって需要が高まるのではないかなと。親から、この通学の不便さというのを解消することによって、あその土地も需要が高まって、住みたいという人が増えるのではないかと考えますが、ここを町長の考えもお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） そこを一つだけを見れば、確かに議員の言われるとおりなのかも分かりません。新しい住宅地を造成するからということで、そこを視野に入れてしゃべると、そういうふうになるんだろうと思います。ただ、先ほど教育長がずっと申し上げております不公平感というのは、今住んでいる方々、例えば、極端に言うと、土師谷に集合するわけです。穂見、天木、大屋、真鹿野、早野、ここの奥に住んでいる方も、うちのところにバスを持ってこいと言われたときに、智頭町を全部走らせにゃいけんことになってくる。そうすると、そもそも、じゃあスクールバスはどこにも行くのかいという話になってくるわけですよね。だから、一つのやり方として、あそこは定住促進住宅の目玉だからという言い方も分からんではないですけども、だからするんだということにはならないんだろうというふうに思います。

ですので、先ほど教育長が言っているように、智頭町民全部がもろ手を挙げて、じゃあやりましょうよ、みんな多少お金がかかってもいいがなということになるならば、それも可能かも分かりませんけども、今の段階ではなかなか難しいのかなと。そして、スクールバスを走らせるということは、それに応じた道路のやっぱり幅も確保しにゃいけんということになりますので、なかなか次のことにはならないのかなというふうには思います。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 熱くなり過ぎて、2問で本当に30分ぐらいちょっと過ぎてしまっていて、時計を見て、あつて思ったところでございますけど、やはり分からんでもないという町長からの答弁もありましたので、あそこを目玉にして、あそこを通したらどうかというのも分からんでもないというのがありましたので、でも、やはりこの課題を皮切りに、そこから様々な声が上がれば、それに対してどう対処すべきのかというのも、今後、考えて、考えて、考えていくことが町長がおっしゃる一人一人に寄り添ったまちづくりにつながると思いますので、ここは、再度、再度、ご検討していただきたいと思います。

さすがに、ここはちょっと答弁を求めませんので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

どこまでいったかちょっと分からんですけど、町長提案の中でも、この遊休地の利活用について検討していくというふうにも書いておりました。現在、町長が思い描いている町有地や公有地の若者定住に向けた活用策についてどのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 若者の定住に向けた町有地、公有地の活用策ということですけども、約1年半前にも同様の質問をいただいているんじゃないかというふうに思っています。具体的には、町有地として、ゆめが丘の未利用エリアをどうするのか、それから緑ヶ丘の警察の官舎の跡地をどうするのか。それから、旧マルテの跡地についてどうするのか、こういったことだったというふうに思います。まず、ゆめが丘は、先ほどお話ししたようなとおりで割愛をさせていただきたいというふうに思います。

次に、緑ヶ丘の警察官舎の跡地です。やっぱり用地の取得にそれなりの費用を要するということがありますし、取得したとしても、現在の建物がそのまま使えるということではないので、これを解体してということになりますので、それ相応の金額が必要になるんじゃないかというふうに思います。これをもし、その取得をされる方に転嫁するということになれば、相応のやっぱり値段になるんじゃないかということで、ちょっとこれはという思いを持っています。

最後に、旧マルテの跡地です。ご承知のとおり、県の砂防の工事をやっていますんで、その工事用の道路として、そこを活用しておりますけども、当初の計画では、令和8年度の完了ということで聞いておりまして、具体的な策をというこ

とで用意していたんですけども、先日、県のほうからの情報で、2か年延びるんではないかというふうに届きました。ですので、もう少しあそこは今の状況が続くのかなというふうに思っています。

それとやっぱり、空いているからということじゃなくて、あそこの体育館、上市場の造成地も何か一つも埋まっていないとか、一つも家が建っていないんで、先ほど谷口議員の言葉の中にあった高いというのがあるんかもしれませんけども、なかなか土地があるからすぐ埋まるという、何か最初の話では、すぐ埋まるよみたいな感じだったんですけども、一つも建っていないんで、この辺もなかなか手が出しにくい価格設定になっているのかなというふうには思います。だから、そういったことも踏まえて、当面まちが具体的に前に推し進められるのは、ゆめが丘の団地なのかなというふうには考えております。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 先ほど町長答弁にあった勤労者体育館の横の土地というのも調べてあれしましたが、そういうところで、そういう土地を購入する補助金等も今50万円あるんですけど、そういうのも考えてもいいのかなって思いましたが、通告に出していないので、ここは答弁は求めませんのであれなんですけど、警察官舎についても、やはり平井知事、もうこの鳥取県というのは、子育て王国にするんだというのも打ち出していますので、あとはもう政治の力で、ほんで町長がゴーサインしてもらえれば、我々も駆け回りますので、やはり私が思うに、使っていない智頭町にある土地というのをどうにか動かさないといけないなというふうにも思っておりますので、やはりこの人口減少というのは、政治に足を踏み入れた人間というのは、やはり責任と責務が伴うということになりますので、そこは政治の力を存分に使えるように、今後検討していただいて、時間がありませんので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

広報戦略についてですけど、この広報戦略をすることによって、様々な効果というのが出るとおられます。本町として、広報戦略についてどのような施策を講じていくのか、町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 現在の告知端末導入後しばらくして、公共交通の、いわゆるのりりんの運行が始まり、その予約の方法の一つとして、この告知端末を使った予約というのがあるんですけども、なかなか皆さんの利用形態の中の一環とし

て、そんなに多くは使われていないという現状があります。実際、年齢を問わずに活用していただけたらありがたいかなというふうには思っております。

それと、その他の広報としましては、いわゆるまちの広報誌、それからホームページ、こういった基本的な情報伝達ツールではありますけども、実際それだけでなく、今はSNSの時代ですので、やっぱりそういったことも最低限必要になってくるのではないかなというふうに思います。

現在、まちが出しているものとしましては、定期的に総務委員会なんかでも、このぐらい利用していますよということを定時報告しておりますけども、そういった中で、やっぱりある程度いろんな分野でのアクセスがあっているのではないかと思います。特に、インスタグラムの伸びが顕著でありまして、毎月毎月やっぱり20人、30人ずつ伸びていって、年間300人ペースで増加している現状があります。ですので、そういったことを見ても、だんだん智頭町のページといいますか、そこにアクセスをしてくれる方々がたくさん出てきたんじゃないかなというふうに思います。

それに、今年度から新たに取り組んでおりました遊ぶ広報ということも、地域おこし協力隊のインターン制度を活用しまして、短期滞在型の魅力発信事業で、やっぱり初年度ということもあって、最初の出だしは芳しくなかったんですけども、目標の30名を超えたということもあって、これからやっぱり伸びに期待をしたいというふうに思っています。

この中に、韓国や中国などの海外からの参加者もいらっしゃいましたんで、ここは大きな伸びをとるという思いを持っています。1人や2人ここにアクセスしたから、それから遊ぶ広報に参加してもらったからすぐ伸びるかといったら、そういうものではないんですけども、でも海外の方にも、そういったことをしてもらえたというのは、大きなことではないのかなというふうには思います。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 本町もホームページであったり、遊ぶ広報であったり、魅力発信化事業として、町民ライターさんに発信していただいたり、本当に試行錯誤しながら広報を行っている現状もございます。しかし、やっぱりターゲット層をどこに持ってくるのかという目標値を決めるのも一つの方法じゃないかなというふうにも思っております。というのが、町長の提案理由の中にも、子育て世代に対してもっとアピールしていかないといけないんだというのも書いてあったと

いうふうに記憶しております。以前、町長も女性団体10名の方のうち5名が給食費の無償化であったり、保育料の無償化だったというのが知られていなかったということもありますので、やはりターゲット層をまず子育て世代に1回持つていくというの、一つの方法なのかなというふうにも思っております。

ターゲット層にすることで、効率よく、効果的に情報発信を届けることができるのかなというふうに思います。じゃあ、それをどうしていくのかというところになりますけど、やはり、まずは広報戦略会議を1回開いてみるべきではないかなと思います。その中には、やはり子育て支援を担当する課というのは様々ありますので、そこの連携を一つに会議にして、あと子育て世代に入っていたり、移住された方を入れたり、町外の職員さんを入れたり、そういうので、1回そういう会を開いていただいて、もう時間がないので、有効的なのは、やはりキャッチコピーだと思いますので、キャッチコピーをまず決めて、こういう子育て世代に対して手厚いまちなんだというのを、そういう会議で話し合って、どうPRしていくのか、アピールしていくのかというのをしたらどうかと思いますが、最後になりますが、会議について答弁を求めます。

○議長（谷口雅人） 金児町長。

○町長（金児英夫） 会議もそうなんですけども、先ほど言われていました知らなかった人があったよというのは、やっぱりそのメンバーの構成が子育て世代でなかったということもあるんかもしれません。ですので、その子育て世代だけ入ればいいのかという、そういうことでもないのかなと思っています。

それで、一つ具体的な格好になるかどうかは別ですけども、子育て会議とか、そういった広報戦略会議とか、これも大事なんですけども、一つ、今回成就できるかどうかは別として、智頭町のポスターを考えてくれというのを農林高校生に頼んでいます。この年度内にできるかどうかは、新しい年度と言っていましたけども、校長からは、年度内で美術の一環でというようなこともあったりして、どういう絵を描くのか、それから文字で書くのか、写真を撮るのか、やり方は全部任せるから、智頭町のポスターを考えてみてくれよということも一つ出していました。結果としてどうなるか分かりません。ですけども、そういったことも踏まえて、智頭町をアピール、PRのほうがいいのかな。できるちょっとやり方を今は模索しているところであります。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） もう時間が過ぎておりますので、しっかり検討していただいて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 以上で、谷口翔馬議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時42分

再 開 午後 1時50分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、仲井莖議員の質問を許します。

2番、仲井莖議員。

○2番（仲井 莖） 本日、最後の質問になります。傍聴の方、ありがとうございます。議長の許可を得ましたので、通告に従って、順次質問させていただきます。

本日は、2点質問させていただきます。

まず1点目は、性被害から子どもたちを守るための対策について、そして、2点目は、智頭町の男女共同参画の取組についてです。

まず、1点目の質問について、令和5年10月には刑法が一部改正され、これにより、13歳だった性交同意年齢が16歳に引き上げられ、16歳未満の子どもと5歳以上年の離れた者との性交は犯罪行為となりました。また、盗撮や性的な写真を送らせるなどの行為や、子どもに優しい言葉かけをして手なずけるといった性的グルーミングも犯罪となりました。

内閣府男女共同参画局は、性交を伴う性暴力被害に最初に遭った年齢の調査を公表しています。大変痛ましいことですが、未就学児が3%、小学生が8.4%、中学生が12.6%、高校生年代38.9%と、小さな子どもも被害に遭っています。加害者は、SNSやオンラインゲームなど、ネットで知り合った人や教職員、部活動指導者、地域や習い事の関係者など、もともとの顔見知りや実の親、育ての親というケースもあります。子どもが性的搾取され、悲惨でおぞましい事件が日本中で起きています。

そのような被害から子どもたちを守るために、日本版DBSの創設に向けて、本町で現在行われている対策をお聞かせください。

以下の質問は、質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 仲井議員の質問にお答えします。

日本版ＤＢＳの本町で行われている対策ということでもありますけども、そもそも、この日本版ＤＢＳということでもありますけども、昨年６月１９日に参議院議員で可決、成立したということで、法律の公布から２年半以内に施行されるということが大前提としてあります。ただ、この法律は、施行日がまだまださっきも言いましたように、未定でありますし、法施行のガイドラインなども国が検討中で、詳細が全然分からない、そういった状況であります。今後、それらが示された後に、まちとしてどういう姿で施行していくのかということになりますので、今現在では、まちとしては、何ら手をつけていない状況です。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○２番（仲井 莖） 答弁をいただきました。私も承知しているとおおり、この法はまだ決まっておられません、実際に性犯罪は起きている中で、何ら対策を取るのには必要かと思っております。子どもと接する機会のある職場で働く者の性犯罪を未然に防ぐための取組として、今後このＤＢＳ法案は私は必要だと考えております。

実際に国の法整備がすぐにできていない状況にありますが、子どものため、子どもを守る保護者のため、まちとして、現場レベルでも取り組めることはあると考えております。とりわけ子どもと関わる施設については、町施設だけでなく、委託施設などでも同様に対策が必要だと考えていますが、先ほど、町長は現段階で何もしていないとおっしゃられていたんですけど、本来であれば、委託施設など、職員採用時に刑罰処分履歴の確認などを行うべきだと思っておりますが、その法案が成立する前でも、そういった現状の確認をする考えはおありでしょうか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 日本版ＤＢＳということで質問をされたから、今何もしていないよと言っただけのことであって、子どもを守る、これは性犯罪だけでなく、いろんな犯罪から守る、それから、いろんなことから守るということについては、常日頃からいろんな部署で、当然それは、保育園であり、小学校であり、やっぱりやっているわけです。ですので、例えて言うと、不審者が入って犯罪行為がなされる直前にはブザーを押して警察に通報するとか、そういったことを常にやっていますんで、子どもを守らないということじゃなくて、こういう法制度

の下にすることについては、今は手をつけていないということをお答えしたわけ
であります。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○2番（仲井 莖） 答弁をいただきました。不審者が入らないような対策は智
頭町ではされているという答弁だったと思います。そういったことは当然してい
るかと思うんですけれども、私がちょっと確認したかったのは、職員の中で、そ
ういった犯罪歴がないかというのは、すみません、ちょっと資料を忘れたんです
けど、教職員で調べないといけないというのは出ていたと思いますので、またち
ょっとこれは確認させていただきます。

次の質問に移りたいと思います。

次に、実際に性犯罪、性暴力を受けない、起こさないために、子どもを守るこ
とを目的としている生命の安全教育の取組についてお伺いします。

文科省では、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないためと
して、生命の安全教育を推進しています。内閣府が実施した男女間における暴力
に関する調査からも、性被害に遭っても相談にたどり着けない現状が確認されて
います。言い出せないからこそ、SOSの出し方をまずは学ぶ、一斉にみんなで
学ぶ教育が必要であることが分かります。相談、アフターフォローの仕組みがつ
ながり、継続的に受けられるシステムがないことが課題だと思っております。家
庭だけでは限界があると感じております。

学校における従来の性教育では、身体や生殖の仕組みについて、おおむね小学
校高学年から学ぶこととされていて、そのことが多かったわけですが、現在は、
多くの自治体でも、就学前を含め、幼い頃からきちんとプライベートゾーンにつ
いて学んでいく取組が始まっております。性被害の意味を理解できない幼い子ど
もでも、まずはプライベートゾーンについて学んで、自分の体を守ること、その
ことが性被害の防止につながるからです。こういった包括的な性教育を含め、生
命の安全教育の取組の現状をお聞かせください。

先ほど、波多議員の答弁で、教育側として〇〇教育とかたくさんしていて手が
いっぱいだということだったと思いますが、必要な教育だと思いますので、教育
長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 田中教育長。

○教育長（田中 靖） 失礼します。仲井議員のご質問にお答えします。

先ほど仲井議員が言われたように、従来の性教育と今の性教育は随分変わってきております。やはり性犯罪、性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から捉えると、各教科の学習や、それこそ人権教育等を通して多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができるよう、そして、自他の人権や命を守ることができるよう、子どもの発達段階に応じて取り組んでいます。

保育園では、先ほどのプライベートゾーンのこととも言われましたが、まずは、職員が性に関するアンテナを高くし、子どもたちと関わる際に意識をしています。また、遊びの中で気になることは個別に声をかけながら、自分や相手の心や体が大事なことを繰り返し伝えているというところです。

また、小学校になれば、小学校の初期の段階では、自分の体について知り、その命の尊さを知ること、他者も大事に、大切にできる心を養うことから始まっていきます。年齢が上がるにつれ、より性被害、性暴力に対処できるよう具体的な狙いを設定しています。また、SNSの利用についてなどの指導も含んでいます。現在の子どもたちの実態に即した内容を盛り込みながら取り組んでいるところでございます。保健体育や道徳、学級活動などの教科等で取り組んでいるところです。

また、中学校では、保健体育や道徳などの教科で学んでいます。あわせて、外部講師を招いて講演会も開催しているところでございます。1年生は、「いのちの誕生」と題して講演をいただき、受精、胎児の成長、出産の仕組み、誕生について知るとともに、男女間の距離の取り方等についても学んでいるところです。

2年生は、「Y e s、N oと言え私」と題して講演をいただき、男女交際に伴うリスクや性の自己決定、性感染症について知り、ロールプレイなどを通して、誘いを実際に断る体験等も行っているところです。

このように、発達段階に応じて重点を置きつつ、自他を尊重する資質能力を育成する取組を日常的に行うように努めています。

それから、本日、宮本議員のときにもありましたけど、自分の思いや願い、困ったことが先生にしっかり伝えられるような、そういう受皿となるような教職員の育成も目指しているところでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○2番（仲井 莖） 答弁いただきました。実は、生命の安全教育というのは、

今回質問に当たって、性犯罪の資料を調べている中で、こういった教育が行われているということを実は知ったところでして、教育長のほうがよくご存じであったことを聞いてちょっと安心しております。これは、性だけの問題じゃなくて、本当に人権の問題であると思いますので、引き続き、こういった教育は続けていていただきたいと思います。

昨今、全国的にも子どもを対象とした事件をはじめ、学校現場などにおける性被害の増加が社会問題となっております。残念ながら、そのような事案が起こってしまった場合に、従来は、教育委員や学校関係者など、その関係者のみで対応する場面が多かったように思いますが、幾つかの事案を通して思うことは、専門家の知見や判断が欠かせないということであると思います。問題が明るみに出ないよう蓋をするのではなく、地域全体で捉えて考え、解決しなければなりません。方法を間違えると、同じ過ちを繰り返すことになりかねないからです。

以前、私の知り合いなんですけれども、過去の履歴に問題があるのではないかとといった相談を受けたことがあります。実際に私も現場の方と話をしに行きましたが、知人の不安を払拭できるような回答を得ることはありませんでした。法的に問題がないという言葉は何度も聞かされ、大変心を痛めておられました。今後、なぜそのような双方の見解の乖離が起こってしまうのか、改めて、子どもたちを性暴力から守るために私たち大人は一体何ができるのか、いま一度考えてほしいと、このような質問を本日させていただきました。

では、次の質問に移りたいと思います。

今現在、本町における女性参画の現状で、委員会、審議会、役場職員、管理職の登用状況についてお答えください。すみません。3回目の質問、毎年聞いておりますので、同じ質問になりますが、回答のほうお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 総務課長がお答えします。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） まず、委員会委員についてですが、対象となる委員会が本町では5つございます。33名中6名が女性で、登用率は18.2%でございます。

審議会につきましては、11対象となるものがございまして、129名中39名が女性で、登用率は30.2%でございます。

最後に、本町職員の管理職は19名で、女性が8名で、登用率は42.1%で
ございます。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○2番（仲井 莖） 答弁いただきました。私のほうでもインターネットで調べ
たんですけど、そこには、男性の育児休暇も載っていたと思うんですけど、それ
が結構上がっていたので、いろいろ現場のほうで努力されているのかなと思っ
ているところです。

現在、登用状況を上げるために、町長が特に力を入れているという点などがあ
りましたら、お聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 特に力を入れてということではなくて、もう先ほども出て
いるように、男だから、女だからということをあえて念頭に置いていないという
ことであります。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○2番（仲井 莖） 男性が育児休業を取るというのは、なかなかハードルが高
いのかなと思うんですけど、町長がそういうことを進められているのかなと考
えているところで、されているんじゃないかな、そういった空気があるのかなとい
うふうに捉えさせていただきます。

次の質問に行きます。

第5次智頭町男女共同参画プランについてです。先ほども申しましたが、共同
参画については、3度目の質問になります。

昨年同時期に質問させていただいたときは、策定が遅れている理由として、令
和6年度に住民意識調査を行い、その内容を基に策定するとの認識であったと思
います。先日、私の手元にもアンケートが届きましたが、ちょっと令和6年度に
は間に合わないのかなと思っているところですが、ちょっと遅れてしまっ
た理由等がありましたら、お聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） これも詳細につきましては、総務課長が答えます。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 先ほどの仲井議員のご質問ですが、議員がおっしゃっ
たとおり、現在アンケートを実施をしております。これは、本年2月21日から

3月21日までの期間として、18歳以上の町民の皆様、各年代の男女50名ずつ、600名を抽出してアンケートを実施しております。

アンケートの期間終了後、分析を行い、内容を精査し、少し遅れ、今年度中にはできませんが、本年10月を目標に、第5次の智頭町男女共同参画プランを策定をする予定としております。

遅れた理由としましては、このアンケート等々の策定に時間を要してしまったということでございます。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○2番（仲井 莖） 大幅なアンケートの実施に大変評価させていただきたいと思います。同様のアンケートをするという、昨年の答弁だったと思うんですけど、多少ちょっとページ数が減ったりもしているかと思うんですけども、そのアンケート策定に当たって、何かにアドバイスをいただいたとか、何か意図するものがあったのか、なければいいんですけど、もしあるようでしたら、お答えいただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） アンケートの内容につきましては、男女共同参画審議会等でも相談をさせてもらいながら、見直したものでございます。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○2番（仲井 莖） 策定のほうが秋ぐらいになるということだったと思います。アンケートの結果を基に策定されると思いますけれども、第4次智頭町男女共同参画プランの重点目標の未達成状況や改善点など、現在の進捗が分かるようでしたら、お答えいただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 現在、手元に詳細の資料を持ち合わせておりませんので、また、委員会等でお答えをさせていただきます。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○2番（仲井 莖） せっかくアンケートで集めた意見ですので、しっかりと作成に反映していただきたいと思います。

最後になりますが、男女共同参画社会づくりだけではなくて、本町においての事業に関しては、町民の皆様の意思、意見が不可欠であると考えております。その意思、意見をうかがい知るためには、こういった意識調査は必要だと思ってお

ります。本町の事業の反映をしていただきますよう申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（谷口雅人） 以上で、仲井荃議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散 会 午後 2時13分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により次に署名する。

令和 7 年 3 月 7 日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 宮 本 行 雄

智頭町議会議員 田 中 賢